

明治十五年三月三十日可認

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

- 國立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律（一八）
 - 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（一九）
 - 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律（二〇）
 - 社会福祉法等の一部を改正する法律（二一）
 - 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（二二）
 - 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律（二三）
 - 〔政 令〕
 - 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（一八一）

法
律

目次

- 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（一八二）

○社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（一八三）

〔省
令

- 社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令（一八四）
 - 社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（一八五）
 - 子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（一八六）
 - 児童福祉法施行令の一部を改正する政令（一八七）

告示

- 厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（同八〇）
 - 児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（同八一、八二）
 - 國立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令
 - （経済産業六〇）
 - 國立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（経済産業・環境四備）
 - 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

政令

- 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律（一一一）

〔政 令〕

○ 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（一八一）

- 社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令

(文部科学・厚生労働三)

○社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令(同四、五) 署
○健康保険法施行規則及び厚生年金保險法施行規則の一部を改正する省令
(厚生労働七五) 五三

○社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令(同七六) 五四

○社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(同七七) 五五

○社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(同七八) 五六

○社会福祉法人会計基準(同七九) 五六

- 社会福祉士介護福祉士学校指定規則
第八条第四号及び第五号に規定する
文部科学大臣及び厚生労働大臣が別
に定める基準の一部を改正する件

(文部科学・厚生労働一)
○社会福祉法等の一部を改正する法律
の一部の施行に伴う厚生労働省関係
告示の整備に関する告示

(厚生労働一八三)
○介護サービスの基盤強化のための介
護保険法等の一部を改正する法律附
則第十三条第二項の規定に基づき厚
生労働大臣が指定する研修を定める
件 (同一八四)
○児童福祉法に基づく指定通所支援及
び基準該当通所支援に要する費用の
額の算定に関する基準及び食事の提
供に要する費用及び光熱水費に係る
利用料等に関する指針の一部を改正
する件 (同一八五)

本日公布された法令の「あらまし」は
次のページに掲載されています。

本号で公布された 法令のあらまし

法令のあらまし

◇開発機構法の一部を改正する法律 (法律第一八号) (経済産業省)

1 國立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法 (以下「機構法」という) 附則第一条の二に規定する廃止期限の到来に伴い、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書に係る排出削減単位の取得に通ずる行動に参加すること等の業務に係る機構法の規定を削除することとした。(本則関係)

2 國立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は、機構法第五条第二項各号に掲げる業務に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収等の業務を行うことができるることとし、これに伴う所要の経過措置を定めることとした。(附則第一二条関係)

3 この法律は、平成二八年三月三一日から施行することとした。

◇踏切道改良促進法等の一部を改正する法律 (法律第一九号) (国土交通省)

1 踏切道改良促進法の一部改正関係

国土交通大臣による指定の期間の延長 国土交通大臣は、国土交通省令で定める基準に該当する踏切道のうち、平成二八年度以降の五箇年間において改良が必要と認められるものについて、改良の方針を定めずと指定了することとした。(第三条関係)

2 地方踏切道改良計画の作成・提出等 指定された踏切道に係る鉄道事業者及び道路管理者 (国土交通大臣である道路管理者を除く) は、当該踏切道の改良に関する計画 (以下「地方踏切道改良計画」という) を作成し、国土交通大臣に提出できること

として、この場合において、4の地方踏切道改良協議会が組織されているときは、当該地方踏切道改良協議会の意見を聽かなければならぬこととした。(第四条関係)

(一) 地方踏切道改良計画には、特別な事情がある場合には平成二八年度以降の五箇年間を超える期間を記載するほか、二の3の道路協力団体の協力が必要な事項を記載できることとした。(第四条関係)

3 國踏切道改良計画の作成 鉄道と国土交通大臣が道路管理者である道路とが交差する場合における踏切道については、国土交通大臣が当該踏切道の改良に関する計画 (以下「國踏切道改良計画」という) を作成することとともに、記載事項については、2の1と同様とするとした。(第五条関係)

4 地方踏切道改良協議会

地方踏切道改良計画を作成しようとする鉄道事業者及び道路管理者は、地方踏切道改良計画の作成及び実施に關し必要な協議を行うため、地方踏切道改良協議会を組織できることとした。(第六条関係)

5 改良の実施

鉄道事業者及び道路管理者は、1に規定する期間において踏切道改良基準に適合する改良の方法により地方踏切道改良計画を提出した場合又は国土交通大臣により国踏切道改良計画が作成された場合においては、当該地方踏切道改良計画又は當該國踏切道改良計画に従い、当該踏切道の改良を実施しなければならないこととした。(第七条関係)

◇踏切道改良促進法等の一部を改正する法律 (法律第一九号) (国土交通省)

1 踏切道改良促進法の一部改正関係

2 地方踏切道改良計画の作成・提出等

2 立体道路制度に係る国有財産法等の特例の創設

道路管理者は、道路の区域を立体的区域とし、その第一項の規定にかかるらず、当該施設の所有目的とする区分地上権を設定できることとした。(第四七条の七関係)

3 道路協力団体

(一) 道路管理者は、2の業務を適正かつ確實に行うことができると認められる法人その他これらに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、道路協力団体として指定できることとした。(第四八条の二一関係)

4 道路協力団体

この法律は、平成二八年四月一日から施行することとした。ただし、2の1の改正規定、2の2の改正規定等は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

5 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律 (法律第二〇号) (内閣府本府)

(一) 道路管理者の道路協力団体に対する監督等を定めることとした。(第四八条の二二関係)

6 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律 (法律第二〇号) (厚生労働省)

(一) 社会福祉法の一部改正関係

7 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律 (法律第二〇号) (内閣府本府)

(一) 地震防災緊急事業に係る国負担又は補助の特例等の措置の有効期限を平成三三年三月三一日まで延長することとした。(附則第一項関係)

8 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律 (法律第二〇号) (内閣府本府)

(一) この法律は、公布の日から施行することとした。

三 道路整備特別措置法の一部改正関係

1 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 (以下「機構」という) 又は地方道路公社は、高速道路等の道路管理者に代わって、二の3の(五)の規定による協議を行うこととした。(第八条及び第一七条関係)

2 道路管理者は、高速道路等について、二の3の(五)の規定による道路協力団体の指定等の権限を行おうとするときは、あらかじめ、機構及び会社又は地方道路公社の意見を聽かなければならぬこととした。(第三〇条及び第四七条の七関係)

3 道路協力団体

(一) 道路管理者は、2の業務を適正かつ確實に行うことができると認められる法人その他これらに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、道路協力団体として指定できることとした。(第四八条の二一関係)

4 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律 (法律第二〇号) (内閣府本府)

この法律は、平成二八年四月一日から施行することとした。ただし、2の1の改正規定、2の2の改正規定等は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

5 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律 (法律第二〇号) (内閣府本府)

(一) 道路管理者の道路協力団体に対する監督等を定めることとした。(第四八条の二二関係)

6 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律 (法律第二〇号) (内閣府本府)

(一) 地震防災緊急事業に係る国負担又は補助の特例等の措置の有効期限を平成三三年三月三一日まで延長することとした。(附則第一項関係)

7 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律 (法律第二〇号) (内閣府本府)

(一) この法律は、公布の日から施行することとした。

8 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律 (法律第二〇号) (内閣府本府)

(一) この法律は、公布の日から施行することとした。

9 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律 (法律第二〇号) (内閣府本府)

(一) この法律は、公布の日から施行することとした。

10 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律 (法律第二〇号) (内閣府本府)

(一) この法律は、公布の日から施行することとした。

11 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律 (法律第二〇号) (内閣府本府)

(一) この法律は、公布の日から施行することとした。

12 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律 (法律第二〇号) (内閣府本府)

(一) この法律は、公布の日から施行することとした。

13 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律 (法律第二〇号) (内閣府本府)

(一) この法律は、公布の日から施行することとした。

14 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律 (法律第二〇号) (内閣府本府)

(一) この法律は、公布の日から施行することとした。

15 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律 (法律第二〇号) (内閣府本府)

(一) この法律は、公布の日から施行することとした。

16 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律 (法律第二〇号) (内閣府本府)

(一) この法律は、公布の日から施行することとした。

17 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律 (法律第二〇号) (内閣府本府)

(一) この法律は、公布の日から施行することとした。

(二) 社会福祉法人は評議員会を置かなければならぬものとし、評議員会において理事、監事及び会計監査人の選任等の重要な事項の決議を行うこととした。(第三条第一項、第四条第一項及び第五条の八等関係)

(三) 一定規模以上の社会福祉法人は、会計監査人を置かなければならないこととした。

(第三十七条関係)

(四) 清算に関する規定の整備を行うこととした。(第四六条の三、第四七条の七関係)

(五) 合併に関する規定の整備を行うこととした。(第四八条の第五五条関係)

3 社会福祉法人の事業運営の透明性の向上

(一) 社会福祉法人の事業運営の透明性の向上

(二) 何人も閲覧の請求ができることとする等、定款、計算書類、事業の概要を記載した書類等を公表しなければならないこととした。(第五九条の二等関係)

4 社会福祉法人の財務規律の強化

(一) 社会福祉法人は、評議員、理事等の関係者に対し特別の利益を与えてはならないこととした。(第二六条の二等関係)

(二) 社会福祉法人は、理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を定め、公表しなければならないこととした。(第四五条の三五第一項及び第五九条の二第一項関係)

(三) 每会計年度、純資産の額が事業の維持に必要な額を超える社会福祉法人について、社会福祉事業又は公益事業の既存事業の充実又は新規事業の実施に関する計画(以下「社会福祉充実計画」という。)を作成し、所轄庁の承認を受けなければならないこととした。(第五五条の二第一項関係)

5 行政の関与

(一) 所轄庁は、社会福祉法人が法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、改善のために必要な勧告をすることができるのこととした。(第五六条第四項関係)

(二) 都道府県知事は、社会福祉法人の活動の状況等の調査及び分析を行い、統計等を作成し、公表に努めるとともに、厚生労働大臣は、社会福祉法人に関する情報に係るデータベースの整備を図り、国民に迅速に当該情報を提供できるよう必要な施策を実施することとした。(第五九条の二第二項及び第五项関係)

(三) 厚生労働大臣は都道府県知事及び市長に対し、都道府県知事は市長に対し、社会福祉法人の指導及び監督の実施に關し必要な助言、情報の提供その他の支援を行なうよう努めなければならないこととした。(第五九条の二第一項及び第五九条の二第一項関係)

6 社会福祉事業等

(一) 「社会福祉事業等」という。に從事する者の確保に関する基本指針を、社会福祉事業その他の政令で定める社会福祉を目的とする事業(以下「社

会福祉事業等」という。)に從事する者の確保に當たっては、社会福祉事業等、地域公

益事業(公益事業であつて、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業のをいう。)、その他の公益事業の順に検討し、記載しなければならないこととした。

(第五五条の二第四項関係)

四

成に當たっては、社会福祉充実計画の作成に関する基本指針に改めることとした。(第八九条関係)

5 離職した介護福祉士等の届出

二 正関係

社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正

1 退職手当金の支給に要する費用に係る補助の見直し

2 介護福祉士の資格取得に関する特例

3 被共済職員期間の合算が認められる期間の見直し

4 会員登録の資格を有することとした。

5 介護福祉士の資格取得方法に関する改正規則の施行の延期

6 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

7 介護福祉士の資格取得方法に関する改正規則の施行の延期

8 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

9 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

10 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

11 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

12 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

13 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

14 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

15 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

16 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

17 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

18 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

19 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

20 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

21 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

22 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

23 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

24 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

25 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

26 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

27 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

28 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

29 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

30 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

31 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

32 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

33 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

34 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

35 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

36 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

37 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

38 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

39 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

40 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

41 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

42 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

43 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

44 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

45 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

46 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

47 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

48 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

49 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

50 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

51 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

52 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

53 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

54 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

55 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

56 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

57 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

58 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

59 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

60 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

61 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

62 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

63 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

64 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

65 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

66 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

67 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

68 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

69 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

70 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

71 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

72 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

73 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

74 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

75 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

76 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

77 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

78 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

79 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

80 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

81 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

82 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

83 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

84 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

85 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

86 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

87 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

88 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

89 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

90 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

91 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

92 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

93 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

94 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

95 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

96 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

97 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

98 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

99 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

100 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

101 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

102 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

103 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

104 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

105 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

106 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

107 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

108 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

109 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

110 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

111 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

112 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

113 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

114 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

115 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

116 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

117 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

118 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

119 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

120 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

121 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

122 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

123 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

124 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

125 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

126 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

127 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

128 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

129 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

130 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

131 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

132 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

133 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

134 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

135 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

136 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

137 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

138 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

139 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

140 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

141 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

142 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

143 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

144 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

145 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

146 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

147 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

148 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

149 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

150 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

151 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

152 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

153 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

154 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

155 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

156 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

157 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

158 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

159 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

160 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

161 会員登録の資格を有する者であることを証明する法律の一部改正関係

六 施行期日等

1 検討

(一) 政府は、この法律の公布後五年を目途と

して、「この法律による改正後の各法律(以下「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。(附則第三五条第一項関係)

(二) 政府は、平成二十九年度までに、社会福祉施設職員等退職手当共済制度に関し、総合的な子ども・子育て支援の実施の状況を勘案し、独立行政法人福祉医療機構に対する国の財政措置(保育所及び幼保連携型認定こども園の職員の退職手当金の支給に要する費用に関するものに限る)の見直しについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。(附則第三五条第二項関係)

(三) 経過措置等

(一) 一定規模以下の社会福祉法人は、施行日から起算して三年を経過するまでの間、評議員の定員を四人以上とすることとした。

(二) 二の施行の日の前に退職した者、同日前に障害者支援施設等の業務に従事していた者に係る所要の経過措置を定めることとした。(附則第二六条・第二九条関係)

(一) 二の施行の日の前に退職した者、同日前に障害者支援施設等の業務に従事していた者に係る所要の経過措置を定めることとした。(附則第二六条・第二九条関係)

(一) 二の施行の日の前から施行に関し、必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

この法律は、平成二九年四月一日から施行することとした。ただし、四及び五については公布の日から、一の1、3、4(一に限る)、5(二を除く)及び6、二並びに三については平成二八年四月一日から施行することとした。

◇子ども・子育て支援法の一部を改正する法律

(法律第二二号)(内閣府本部)

1 仕事・子育て両立支援事業

(一) 政府は、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るために、仕事・子育て両立支援事業として、児童福祉法(昭和二二年法律第一六四号)第五九条の二第一項に規定する施設(同項の規定による届出がされたものに限る。)のうち同法第六条の三第一二項に規定する業務を目的とするものその他事業主と連携して当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児又は幼児の保育を行う業務に係るものの設置者に対し、助成及び援助を行う事業を行うことができるこ

ととした。(第五九条の二第一項関係)

(二) 全国的な事業主の団体は、仕事・子育て両立支援事業の内容に関し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができることとした。(第五九条の二第二項関係)

(三) 基本指針

(一) 内閣総理大臣が策定する基本指針の記載事項に仕事・子育て両立支援事業を追加することとした。(第六〇条第一項並びに第二項第一号及び第五号関係)

(二) 捐出金

(一) 一般事業主から徴収する拠出金の対象事業に仕事・子育て両立支援事業を追加することとした。(第六九条第一項関係)

(二) 捐出金の率の上限を一・〇〇〇分の二・五以内に引き上げること等とした。(第七〇条第二項関係)

(三) その他

(一) 二の他所要の改正を行うこととした。

(二) 特別会計に関する法律(平成二九年法律第二三号)について所要の改正を行うこととした。(附則第二項関係)

(三) この法律は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇東日本大震災からの復興のための施策を実施するため必要な財源の確保に関する特別措置法

(法律第二三号)(財務省)

1 公債の発行の特例に関する法律の一部改正関係

(一) 最近における國の財政取支が著しく不均衡な状況にあることに鑑み、経済・財政一体制改革を推進しつつ、平成二八年度から平成三二年度までの間の財政運営に必要な財源の確保を図るため、これらの年度における公債の発行の特例に関する措置を定めることとした。

2 復興債の償還費用の財源等

(一) 平成二八年度から平成三四年度までの間ににおいて、財政投融資特別会計投資勘定から、予算で定めるところにより、国債整理基金特別会計に繰り入れができるこ

(二) 平成三二年度までの間の各年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、当該各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、特例公債を発行することができるこ

ととした。(第三条の二関係)

(三) 郵政民営化法第三六条第一項の規定に従事・子育て両立支援事業を追加することとした。(第六〇条第一項並びに第二項第一号及び第五号関係)

(四) 内閣総理大臣が策定する基本指針の記載事項に仕事・子育て両立支援事業を追加することとした。(第六九条第一項関係)

(五) 一般事業主から徴収する拠出金の対象事業に仕事・子育て両立支援事業を追加することとした。(第六九条第一項関係)

(六) 捐出金の率の上限を一・〇〇〇分の二・五以内に引き上げること等とした。(第七〇条第二項関係)

(七) その他

(一) 平成三二年度までの各年度において、財政法第四条第一項の規定にかかるわらず、復興費用の財源については、各年度の予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、復興債を発行することができることとした。(第六九条第二項関係)

(二) 徹底公債の発行期間等

(一) 財政法第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成二八年度から平成三二年度までの間の各年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、当該各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、特例公債を発行することができるこ

ととした。(第三条の二関係)

(二) 郵政民営化法第三六条第一項の規定に従事・子育て両立支援事業を追加することとした。(第六〇条第一項並びに第二項第一号及び第五号関係)

(三) 一般事業主から徴収する拠出金の対象事業に仕事・子育て両立支援事業を追加することとした。(第六九条第一項関係)

(四) 捐出金の率の上限を一・〇〇〇分の二・五以内に引き上げること等とした。(第七〇条第二項関係)

(五) その他

(一) 平成三二年度までの各年度において、財政法第四条第一項の規定にかかるわらず、復興費用の財源については、各年度の予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、復興債を発行することができることとした。(第六九条第三項関係)

(二) 特例公債の発行の特例に関する法律の一部改正関係

(一) 最近における國の財政取支が著しく不均衡な状況にあることに鑑み、経済・財政一体制改革を推進しつつ、平成二八年度から平成三二年度までの間の財政運営に必要な財源の確保を図るため、これらの年度における公債の発行の特例に関する措置を定めることとした。

(二) 東日本大震災からの復興のための施策を実施するため必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正関係

(一) 最近における國の財政取支が著しく不均衡な状況にあることに鑑み、経済・財政一体制改革を推進しつつ、平成二八年度から平成三二年度までの間の財政運営に必要な財源の確保を図るため、これらの年度における公債の発行の特例に関する措置を定めることとした。

(二) 東日本大震災からの復興のための施策を実施するため必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正関係

(一) 最近における國の財政取支が著しく不均衡な状況にあることに鑑み、経済・財政一体制改革を推進しつつ、平成二八年度から平成三二年度までの間の財政運営に必要な財源の確保を図るため、これらの年度における公債の発行の特例に関する措置を定めることとした。

(二) 特例公債の発行の特例に関する法律の一部改正関係

(一) 最近における國の財政取支が著しく不均衡な状況にあることに鑑み、経済・財政一体制改革を推進しつつ、平成二八年度から平成三二年度までの間の財政運営に必要な財源の確保を図るため、これらの年度における公債の発行の特例に関する措置を定めることとした。

(二) 東日本大震災からの復興のための施策を実施するため必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正関係

(一) 最近における國の財政取支が著しく不均衡な状況にあることに鑑み、経済・財政一体制改革を推進しつつ、平成二八年度から平成三二年度までの間の財政運営に必要な財源の確保を図るため、これらの年度における公債の発行の特例に関する措置を定めることとした。

(二) 特例公債の発行の特例に関する法律の一部改正関係

(一) 最近における國の財政取支が著しく不均衡な状況にあることに鑑み、経済・財政一体制改革を推進しつつ、平成二八年度から平成三二年度までの間の財政運営に必要な財源の確保を図るため、これらの年度における公債の発行の特例に関する措置を定めることとした。

関係

◇社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（政令第一八三号）（厚生労働省）
社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。(本則関係)
た。
この政令は、公布の日から施行することとし

四　国土交通省令総綱令の一一部改正規則
国土交通省道路局道路交通管理課が踏切道の
指定等に関する事務を所掌する期限を平成三十三
年三月三一日までに延長することとした。(附則)
第一七条関係
施行期日
この政令は、平成一八年四月一日から施行す
ることとした。

保安設備の整備による指定踏切道の改良の実施に要する費用の補助の対象とする鉄道事業者の要件を定めることとした。(第二条関係)
二 道路法施行令の一部改正関係

国道の新設又は改築に要する費用に係る都道府県の負担金を他の都道府県に分担させる場合の基準について定めることとした。(第二〇条関係)

合開発機構法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方税法施行令等について所要の規定の整理を行うこととした。(第一条・第四条関係)
この政令は、平成一八年三月三一日から施行することとした。

◇国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(政令第一八一号)(財務省)

二 人との関係者を定めることとした。(第一三條の二関係)

二 社会福祉を目的とする事業を定めることとした。(第二三條の二関係)

一 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部改正関係

一 障害福祉に関する施設及び事業を特定介護保険施設等とすることとした。(第一条、第一二条の二及び第二条関係)

◇社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第 八五号）厚生労働省

学校等の指定を受けることとするは、この政令の施行においても、指定の申請を行うことができるとした。また、この申請があった場合には、主務大臣（養成施設については、その所在地を管轄する都道府県知事）は、この政令の施行前においても指定をすることができるとしてし、当該指定はこの政令の施行の日にその効力を生ずることとした。（附則第二条関係）

四 施行期日

この政令は、一部の規定を除き、平成二八年四月一日から施行することとした。

三 三年以上介護等の業務に従事した者が介護福祉士として必要な知識及び技能を修得する学校及び養成施設（以下「学校等」という。）に関する規定の整備を行うこととした。（第一条関係）

二 社会福祉法施行令の一部改正関係

社会福祉法人の収益を充てることのできる公益事業に学校等を経営する事業を加えることとした。（第二条関係）

一 経過措置

◇社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令（政令第一八四号）（厚生労働省）

◇子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する
政令（政令第1八六号）（内閣府本府）
1 低所得世帯における保育料の負担軽減措置の
拡充

(一) 市町村民税所得割合算額が七万七、一〇一
円未満である場合の利用者負担の上限額につ
いて、新たに額を定めることとした。（第四
条・第七条及び第九条・第一十三条関係）

2 条 第九条関係
この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。ただし、1の(1)については、公布の日から施行することとした。

護福祉士法の規定による高等学校又は中等教育学校の指定を受けようとする者は、この政令の施行前ににおいても、指定の申請を行ふことができるものとすることとした。また、この申請があった場合には、主務大臣は、この政令の施行前においても指定をすることができることとし、当該指定はこの政令の施行の日にその効力を生ずるものとすることとした。(附則第一〇条関係)

〔一〕社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正に伴う経過措置を定めることとした。(第五条～第七条関係)

〔二〕社会福祉法等の一部を改正する法律第四五項、第七条、第八条並びに第九条関係

三 施行期日等

一 経過措置

2 児童福祉法第二七条第一項の規定により同項第三号の措置がとられている児童が入所する障害児入所施設等に使用される特定介護保険施設等職員に係る掛け金の額を定めるとともに

2 この政令は、平成二八年四月一日から施行す
る」ととした。

この政令は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

(一) この政令による改正後の2の規定は、平成二八年四月以後の月分の拠出金の徴収について適用し、同年三月以前の月分の拠出金の徴収については、なお従前の例によることとした。(附則第三条関係)

(二) この政令による改正後の2の規定は、平成二八年四月以後の月分の拠出金の徴収について適用し、同年三月以前の月分の拠出金の徴収については、なお従前の例によることとした。(附則第二条関係)

(三) この政令の施行に伴い、関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。(附則第一条及び第五条関係)

（一）この政令による改正後の規定は、「この政令の施行の日以後に三月以内に交付する保育料等の額は、その額の半分を負担する者と保護者とに分担する」と規定する。被扶養者の半分を負担する者と保護者に係る利用者負担の上限額の特例を設けることとした。（第一四条の二関係）

（二）抛出金率の改定
子ども・子育て支援法第七〇条第二項に基づき定める抛出金率は、一、〇〇〇分の二・〇とした。（第二七条関係）

（三）附則関係

(二) 市町村民税所得割合算額が七万七、一〇一円未満(満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育等にあつては、五万七七〇〇円未満)で、

(鉄道事業法の一部改正)

第六条 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)の一部を次のように改定する。

第十九条の三中「第六条第一項から第三項まで」を「第八条第一項及び第二項」に改める。

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正)

第七条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第百八十号)の一部を次のように改定する。

第十三条第二項第二号中「第八条第三項」を「第十条第三項」に改める。

地震防災対策特別措置法の一部を改定する法律をここに公布する。

地震防災対策特別措置法の一部を改定する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理	國務大臣 石井 啓一
内閣総理大臣臨時代理	國務大臣 麻生 太郎
内閣総理大臣臨時代理	國務大臣 麻生 太郎

法律第二十号

地震防災対策特別措置法(平成七年法律第百十一号)の一部を次のように改定する。

附則第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「平成二十八年度」を「平成三十三年度」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理	國務大臣 麻生 太郎
内閣総理大臣臨時代理	國務大臣 麻生 太郎
内閣総理大臣臨時代理	國務大臣 麻生 太郎

内閣総理大臣臨時代理	國務大臣 麻生 太郎
内閣総理大臣臨時代理	國務大臣 麻生 太郎
内閣総理大臣臨時代理	國務大臣 麻生 太郎

社会福祉法等の一部を改定する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理	國務大臣 麻生 太郎
内閣総理大臣臨時代理	國務大臣 麻生 太郎
内閣総理大臣臨時代理	國務大臣 麻生 太郎

法律第二十一号

(社会福祉法等の一部を改定する法律)

(社会福祉法の一部改正)

第一条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改定する。

目次中「第五十九条」を「第五十九条の三」に、「社会福祉事業」を「社会福祉事業等」に改める。

第二十四条の見出しを「(経営の原則等)」に改め、同条に次の二項を加える。

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対し、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

第二十六条の次に次の二項を加える。

(特別の利益供与の禁止)

第二十六条の一 社会福祉法人は、その事業を行うに当たり、その理事、監事、評議員、職員その他政令で定める社会福祉法人の関係者に對し特別の利益を与えてはならない。

第三十条第一項中「都道府県知事」を「その主たる事務所の所在地の都道府県知事」に改め、同項第二号中「第一百九条第二項」を「主たる事務所が指定都市の区域内にある社会福祉法人であつてその行う事業が一の都道府県の区域内において二以上の市町村の区域にわたるもの及び第一百九条第二項」に改め、同条第二項中「都道府県の区域」を「地方厚生局の管轄区域」に改め、「わたらもの」の下に「であつて、厚生労働省令で定めるもの」を加える。

第二十六条の次に次の二項を加える。

第三十二条第四項を削る。

第三十六条第四項第四号中「第五十六条第四項」を「第五十六条第八項」に改める。

第四十三条第二項中「第三十一条第四項の規定は定款の変更の認可の申請に」を削り、「定款の変更の認可にそれぞれ」を「前項の認可について」に改め、同条第四項を削る。

第四十四条第四項を削り、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項を同条第五項とし、同条第一項を同条第二項とし、同項の次に次の二項を加える。

3 社会福祉法人は、厚生労働省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

4 社会福祉法人は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

第四十四条に第一項として次の二項を加える。

社会福祉法人は、厚生労働省令で定める基準に従い、会計処理を行わなければならない。

第四十六条第四項を削る。

第四十九条第三項中「第三十一条第四項の規定は合併の認可の申請に」を削り、「合併の認可にそれぞれ」を「前項の認可について」に改める。

第五十六条の見出しを「(監督)」に改め、同条第一項を次のように改める。

所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、社会福祉法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は当該職員に、社会福祉法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査せることができる。

第五十六条第七項中「第五項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項を同条第十項とし、同条第五項中「第三項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項を同条第八項とし、同条第三項を同条第七項とし、同条第二項中「所轄庁は、」の下に「第四項の規定による勧告を受けた」を加え、「法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認める」を「正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかつた」に、「必要な措置を採るべき」を「当該勧告に係る措置をとるべき」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置(役員の解職を除く)をとるべき旨を勧告することができる。

5 所轄庁は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた社会福祉法人が同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第五十七条の次に次の二条を加える。

（関係都道府県知事等の協力）

第五十七条の二 関係都道府県知事等（社会福祉法人の事務所、事業所、施設その他これらに準ずるもの）の所在地の都道府県知事又は市町村長であつて、当該社会福祉法人の所轄厅以外の者をいふ。次項において同じ。は、当該社会福祉法人に対し適当な措置をとることが必要であると認めるときは、当該社会福祉法人の所轄厅に対し、その旨の意見を述べることができる。
所轄厅は、第五十六条第一項及び第四項から第九項まで並びに前条の事務を行つため必要があると認めるときは、関係都道府県知事等に対し、情報又は資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

第九百三十三条第一項中「社会福祉事業に」を「社会福祉事業等に」に、「社会福祉事業従事者」を「社会福祉事業等従事者」に改める。
第九百四十四条第一号中「社会福祉事業」を「社会福祉事業等」に改め、同条第一号中「社会福祉事業従事者」を「社会福祉事業等従事者」に改め、同条第三号中「社会福祉事業」を「社会福祉事業等」に改め、同条第四号中「社会福祉事業の」を「社会福祉事業等の」に、「社会福祉事業従事者」を「社会福祉事業等従事者」に、「社会福祉事業に」を「社会福祉事業等に」に改め、同条第五号中「社会福祉事業従事者」を「社会福祉事業等従事者」に改め、同条第六号中「社会福祉事業」を「社会福祉事業等」に改め、同条第七号中「社会福祉事業従事者」を「社会福祉事業等従事者」に改め、「社会福祉事業等従事者」に改める。
第九百五十五条（見出しが含む。）及び第九百九十九条中「社会福祉事業従事者」を「社会福祉事業等従事者」に改める。

第五十九条第一項中「事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を」を「次に掲げる書類を」に改め、同項に次の各号を加える。
一 第四十四条第五項の書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面

二 事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類
第五十九条第二項を削る。
第六章第五節中第五十九条の次に次の二条を加える。

第五十九条の二 社会福祉法人は、次に掲げる書類を各事務所に備え置き、請求があつた場合には、
(情報の公開)

正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

二 定款 前条各号に掲げる書類

社会福祉法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところ

るにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

第三十一条第一項若しくは第四十三条第一項の認可を受けたとき
又は同条第二項の規定による届出をしたとき
定款の内容

二 前条の規定による届出をしたとき 前項第一号に掲げる書類のうち厚生労働省令で定める書

類の内容
（厚生労働大臣及び都道府県知事の支給）

第五十九条の三 厚生労働大臣は、都道府県知事及び市長に対し、都道府県知事は、市長に対し、
(厚生労働大臣及び都道府県知事の支拂)

て、社会福祉法人の指導及び監督に関する事務の実施に関し必要な助言、情報の提供その他の支

撮を行うよう努めなければならない。
第九章の章名を次のように改める。

第九章　社会福祉事業等に従事する者の確保の促進

第八十九条第一項中「が適正に行われることを確保する」を「の適正な実施を確保し、社会福祉

事業その他の政策で定める社会福祉を目的とする事業（以下）の章において「社会福祉事業等」という。の健全な発達を図ること、「社会福祉事業に」を「社会福祉事業等」と、「社会福祉事業に」を

者」を「社会福祉事業等従事者」に改め、同条第一項第一号中「社会福祉事業従事者」を「社会福

祉事業等従事者」に改め、同項第一号中「社会福祉事業を」を「社会福祉事業等を」に、「社会福祉事業等従事者」

事業従事者を「社会福祉事業等従事者」に改め 同項第四号中「社会福祉事業」を「社会福祉事業等

第九十一条（見出しを含む）及び**第九十一条中**「社会福祉事業」を「社会福祉事業等」に改める。
第九十二条中「社会福祉事業従事者」を「社会福祉事業等従事者」に改める。

目次中 第三節 解散及 び合併

五 評議員及び評議員会に関する事項

第三十一条第一項第五号中「役員」の下に「理事及び監事をいう。以下この条、次節第二款、第六章第八節、第九章及び第十章において同じ。」の定数その他の役員】を加え、同号を同項第六号とし、

第三十一条第三項中「第一項第十一号」を「第一項第十三号」に改め、同項を同条第六項として、同条第二項中「役員」の下に「及び評議員」を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 設立しようとする社会福祉法人が会計監査人設置社会福祉法人（会計監査人を置く社会福祉法
人又はこの法律の規定により会計監査人を置かなければならない社会福祉法人をいう。以下同

5 第一項第五号の評議員に関する事項として、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは、その効力を有しない。

十五条の二十三
二十二条の二十一
二十三条の二十一
二十四条の二十一
二十五条の二十一
二十六条の二十一
二十七条の二十一
二十八条の二十一
二十九条の二十一

第五条の二十一 第四十五条の三十五

**十六条の三・第四十六条の四)
(第四十六条の五)(第四十六条の二十一)**

(第四十一条の二—第四十七条の七)

九条（第五十四条の四）
四条の五（第五十四条の十二）

第五十五条の二—第五十五条の四)

百三十条の二に改める。

二中「理事、監事、評議員」を「評議員、理事、監事」に改め、同条を第二十七条とする。

第三十一条第一項中第十四号を第十五号とし、第十号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第

九号を削り 第八号を第十号とし 第七号を第九号とし 同項第八号中 金額を 理事会に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 会計監査人を置く場合には、これに関する事項

交付の請求

3 何人（評議員及び債権者を除く。）も、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該社会福祉法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 定款が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 定款が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもののが閲覧の請求

4 定款が電磁的記録をもつて作成されている場合は、当該書面の閲覧の請求

及び第四号並びに前項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものをとつてある社会福祉法人についての第一項の規定の適用については、同項中「主たる事務所及び從たる事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。

第三十五条中「一般社団法人及び一般財團法人に関する法律」の下に「(平成十八年法律第四十八号)」を加え、「贈与又は遺贈に関する規定の準用」及び「財産の帰属時期」を削り、同条に次の二項を加える。

2 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百六十四条第一項（第一号に係る部分に限る）及び第二項（第一号に係る部分に限る）、第二百六十九条（第一号に係る部分に限る）、第二百七十条、第二百七十二条から第二百七十四条まで並びに第二百七十七条の規定は、社会福祉法人の設立の無効の訴えについて準用する。この場合において、同法第二百六十四条第二項第一号中「社員等（社員、評議員、理事、監事又は清算人をいう。以下この款において同じ。）」とあるのは、「評議員、理事、監事又は清算人」と読み替えるものとする。

第六章第三節の節名を次のように改める。
第二節 機関
第一款 機関の設置
第六章第三節中第三十六条の前に次の款名を付する。
第三十六条及び第三十七条を次のように改める。
（機関の設置）
第三十六条 社会福祉法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなければならない。

2 社会福祉法人は、定款の定めによつて、会計監査人を置くことができる。
（会計監査人の設置義務）
第三十七条 特定社会福祉法人（その事業の規模が政令で定める基準を超える社会福祉法人をいう。）は、会計監査人を置かなければならない。
第四十六条の第五項において同じ。）は、会計監査人を置かなければならない。

第三十七条の次に次の款名を付する。
第二款 評議員等の選任及び解任
第三十八条及び第三十九条を次のように改める。
（評議員の資格等）
第三十八条 社会福祉法人と評議員等との関係は、委任に関する規定に従う。
（評議員の選任）
第三十九条 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めることにより、選任する。

第三十九条の二から第三十九条の四までを削る。
第四十条から第四十五条までを次のように改める。
（評議員の資格等）
第四十条 次に掲げる者は、評議員となることができない。
一 法人
二 成年被後見人又は被保佐人

三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

五 第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散時の役員

評議員は、役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。

評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない。

評議員のうちに、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

（評議員の任期）
第四十一条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとする。ただし、定款によつて、その任期を選任後六年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時まで伸長することを妨げない。

2 前項の規定は、定款によつて、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を退任した評議員の任期の満了する時までとすることを妨げない。

（評議員に欠員を生じた場合の措置）
第四十二条 この法律又は定款で定めた評議員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員（次項の一時評議員の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

2 前項に規定する場合において、事務が滞留することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができる。
（役員等の選任）
第四十三条 役員及び会計監査人は、評議員会の決議によつて選任する。

2 前項の決議をする場合には、厚生労働省令で定めるところにより、この法律又は定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の役員を選任することができる。

3 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第七十二条、第七十三条第一項及び第七十四条の規定は、社会福祉法人について準用する。この場合において、同法第七十二条及び第七十三条第一項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同項中「監事が」とあるのは「監事の過半数をもつて」と、同法第七十四条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
（役員の資格等）
第四十四条 第四十一条第一項の規定は、役員について準用する。

2 監事は、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。

3 理事は六人以上、監事は二人以上でなければならない。

4 理事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。
一 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
二 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
三 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者

5 監事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。

- 一 社会福祉事業について識見を有する者
- 二 財務管理について識見を有する者

6 理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が三人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他の各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。

7 監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

(役員の任期) (会計監査人の資格等)

第四十五条 役員の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、定款によつて、その任期を短縮することを妨げない。

第六章第三節中第四十五条の次に次の六条及び五款を加える。

(会計監査人の任期) 第四十五条の二 会計監査人は、公認会計士(外国公認会計士をいう)を含む。(以下同じ)又は監査法人でなければならぬ。

2 会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを社会福祉法人に通知しなければならない。

3 公認会計士法の規定により、計算書類(第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類をいう)。

第四十五条の十九第一項及び第四十五条の二十一第二項第一号イにおいて同じ。)について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない。

(会計監査人の任期) 第四十五条の二 会計監査人の任期は、公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士をいう)を含む。(以下同じ)又は監査法人でなければならぬ。

2 会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを社会福祉法人に通知しなければならない。

3 公認会計士法の規定により、計算書類(第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類をいう)。

第四十五条の十九第一項及び第四十五条の二十一第二項第一号イにおいて同じ。)について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない。

(会計監査人の任期) 第四十五条の三 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時評議員会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時評議員会において再任されたものとみなす。

3 前二項の規定にかかわらず、会計監査人設置社会福祉法人が会計監査人を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、会計監査人の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。

(役員又は会計監査人の解任等) 第四十五条の四 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該役員を解任することができる。

1 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

2 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとさ。

3 会計監査人が次条第一項各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該会計監査人を解任することができる。

4 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百八十四条(第二号に係る部分に限る)、第二百八十五条及び第二百八十六条の規定は、役員又は評議員の解任の訴えについて準用する。

(監事による会計監査人の解任) 第四十五条の五 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、当該会計監査人を解任することができる。

1 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

2 会計監査人としてふさわしくない非行があつたとき。

3 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとさ。

3 2 前項の規定による解任は、監事の全員の同意によつて行わなければならない。

3 1 第一項の規定により会計監査人を解任したときは、監事の互選によつて定めた監事は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

2 (役員等に欠員を生じた場合の措置) 第四十五条の六 この法律又は定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員(次項の一時役員の職務を行うべき者を含む)が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

2 1 前項に規定する場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、一時役員の職務を行うべき者を選任することができる。

3 1 会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないとときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

4 1 第四十五条の二及び前条の規定は、前項の一時会計監査人の職務を行うべき者について準用する。

2 (役員の欠員補充) 第四十五条の七 理事のうち、定款で定めた理事の員数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

2 1 前項の規定は、監事について準用する。

3 (第三款 評議員及び評議員会) 第四十五条の八 評議員会は、全ての評議員で組織する。

2 1 評議員会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

3 1 この法律の規定により評議員会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができる内容とする定款の定めは、その効力を有しない。

4 1 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百八十四条から第二百八十六条まで及び第二百九十六条の規定は、評議員について準用する。この場合において、必要な技術的読書者は、政令で定める。

(評議員会の運営) 第四十五条の九 定時評議員会は、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。

2 1 評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。

2 2 評議員会は、第五項の規定により招集する場合を除き、理事が招集する。

3 1 評議員は、理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

4 1 前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合

5 1 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした評議員は、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。

1 前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合

2 前項の規定による請求があつた日から六週間(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合

3 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)が出席し、その過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)をもつて行う。

7

前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、厚生労働省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

理事会の決議に参加した理事であつて第六項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

9 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第九十六条の規定は理事会の招集について、同法第九十六条の規定は理事会の決議について、同法第九十八条の規定は理事会への報告について、それぞれ適用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(議事録等)

第四十五条の十五 社会福祉法人は、理事会の日（前条第九項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第九十六条の規定により理事会の決議があつたものとみなされた日を含む）から十年間、前条第六項の議事録又は同条第九項において準用する同法第九十六条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録（以下この条において「議事録等」という。）をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 評議員は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 議事録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 議事録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものとの閲覧又は謄写の請求

3 債権者は、理事又は監事の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、議事録等について前項各号に掲げる請求をすることができる。

4 裁判所は、前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、当該社会福祉法人に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、同項の許可をすることができない。

5 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百八十七条第一項、第二百八十八条、第二百八十九条（第一号に係る部分に限る。）、第二百九十条本文、第二百九十二条（第二号に係る部分に限る。）、第二百九十二条本文、第二百九十四条及び第二百九十五条の規定は、第三項の許可にについて準用する。

（理事の職務及び権限等）

第四十五条の十六 理事は、法令及び定款を遵守し、社会福祉法人のため忠実にその職務を行わなければならぬ。

2 次に掲げる理事は、社会福祉法人の業務を執行する。

一 理事長

二 理事長以外の理事であつて、理事会の決議によつて社会福祉法人の業務を執行する理事とし得選定されたもの

3 前項各号に掲げる理事は、三月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。ただし、定款で毎会計年度に四月を超える間隔で二回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでない。

4 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十四条、第八十五条、第八十八条（第二項を除く。）、第八十九条及び第九十二条第二項の規定は、理事について準用する。この場合において、同法第八十四条第一項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、同法第八十八条の見出し及び同条第一項中「社員」とあるのは「評議員」と、「著しい」とあるのは「回復することができない」こと、同法第八十九条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(理事長の職務及び権限等)

第四十五条の十七 理事長は、社会福祉法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 前項の権限に加えた権限は、善意の第三者に対抗することができない。

3 第四十五条の六第一項及び第二項並びに一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第七十八条及び第八十二条の規定は理事長について、同法第八十条の規定は民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分令により選任された理事又は理事長の職務を代行する者について、それぞれ準用する。この場合において、第四十五条の六第一項中「この法律又は定款で定めた役員の員数が欠けた場合」とあるのは、「理事長が欠けた場合」と読み替えるものとする。

第五款 監事

第四十五条の十八 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、理事及び当該社会福祉法人の職員に対して事業の報告を求め、又は当該社会福祉法人の業務及び財産の状況の調査をることができる。

3 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百三条から第二百三十条まで、第二百四条第一項、第二百五条及び第二百六条の規定は、監事について準用する。この場合において、同法第二百二条（見出しを含む。）中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同条中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第二百五条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六款 会計監査人

第四十五条の十九 会計監査人は、次節の定めるところにより、社会福祉法人の計算書類及びその附属明細書を監査する。この場合において、会計監査人は、厚生労働省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

2 会計監査人は、前項の規定によるもののほか、財産目録その他の厚生労働省令で定める書類を監査する。この場合において、会計監査人は、会計監査報告に当該監査の結果を併せて記載し、又は記録しなければならない。

3 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び当該会計監査人設置社会福祉法人の職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

1 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該書面

二 会計監査人は、その職務を行ふため必要があるときは、会計監査人設置社会福祉法人の業務及び財産の状況の調査をることができる。

4 会計監査人は、その職務を行ふため必要があるときは、会計監査人設置社会福祉法人の業務及び財産の状況の調査をることができる。

5 会計監査人は、その職務を行ふに当たつては、次のいずれかに該当する者を使用してはならない。

1 第四十五条の二第三項に規定する者

2 理事、監事又は当該会計監査人設置社会福祉法人の職員である者

3 会計監査人設置社会福祉法人から公認会計士又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者

6 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百八十三条から第二百十一条までの規定は、会計監査人について準用する。この場合において、同法第二百九条（見出しを含む。）中「定時社員総会」とあるのは、「定期評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七款 役員等の損害賠償責任

(役員等又は評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任)

第四十五条の二十 理事、監事若しくは会計監査人（以下この款において「役員等」という。）又は評議員は、その任務を怠つたときは、社会福祉法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 理事が第四十五条の十六第四項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十四条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引によつて理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3 第四十五条の十六第四項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十条第一項第二号又は第三号の取引によつて社会福祉法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠つたものと推定する。

一 第四十五条の十六第四項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十四条第一項の理事

二 社会福祉法人が当該取引をすることを決定した理事

三 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

4 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十二条から第八十六条までの規定は、第一項の責任について準用する。この場合において、同法第八十二条中「総社員」とあるのは「総評議員」と、同法第八十三条第一項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第二号中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同号イ及びロ中「代表理事」とあるのは「理事長」と、同条第二項及び第三項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第八十四条第一項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、「限る」についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除」とあるのは「限る」と、同法第三項中「社員」とあるのは「評議員」と、同法第四項中「総社員（前項の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権」とあるのは「総評議員」と、「議決権を有する社員が同項」とあるのは「評議員が前項」と、同法第八十五条第一項中「代表理事」とあるのは「理事長」と、同法第三項及び第四項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（役員等又は評議員の第三者に対する損害賠償責任）

第四十五条の二十一 役員等又は評議員がその職務を行つて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員等又は評議員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、そ

の者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為

イ 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

（役員等又は評議員の連帯責任）

第四十五条の二十二 役員等又は評議員が社会福祉法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員等又は評議員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者第五十九条中「以内」の下に「厚生労働省令で定めるところにより」を加え、同条各号を次のように改める。

一 第四十五条の二十二第一項に規定する計算書類等

二 第四十五条の三十二第一項に規定する計算書類等

三 第四十五条の三十四第二項に規定する財産目録等

第五十九条の二の見出しを「情報の公開等」に改め、同条第一項を削り、同条第二項第一号中「第四十三条第一項」を「第四十五条の三十六第二項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同項第二号中「前項第一号」を「同条各号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の

項第二号を加える。

2 第四十五条の三十五第二項の承認を受けたとき、当該承認を受けた報酬等の支給の基準

第三十九条の二第二項を同条第一項とし、同条に次の六項を加える。

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉法人（厚生労働大臣が所轄するもの（除く））の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項について、調査及び分析を行い、必要な統計その他の資料を作成するものとする。この場合において、都道府県知事は、その内容を公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に対し、電磁的方法その他厚生労働省令で定める方法により報告するものとする。

3 都道府県知事は、前項前段の事務を行うため必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉法人の所轄庁（市長に限る。次項において同じ。）に対し、社会福祉法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができる。

4 所轄庁は、前項の規定による都道府県知事の求めに応じて情報を提供するときは、電磁的方法その他の厚生労働省令で定める方法によるものとする。

5 厚生労働大臣は、社会福祉法人に関する情報に係るデータベース（情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの）の整備を図り、国民にインターネットその他高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に当該情報を提供できるよう必要な施策を実施するものとする。

6 厚生労働大臣は、前項の施策を実施するため必要があると認めるとときは、都道府県知事に対し、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができる。

7 第四項の規定は、都道府県知事が前項の規定による厚生労働大臣の求めに応じて情報を提供する場合について準用する。

第六章中第五節を第八節とする。

第六章第四節の節名中「合併」を「清算並びに合併」に改める。

第六章第四節中第四十六条の前に次の款名を付する。

7 第四十六条第一項第四号中「合併」の下に「合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。」を加える。

一 評議員会の決議

第四十六条第一項第四号中「合併」の下に「（合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。）」を加える。

一 評議員会の決議

第四十六条第二項第四号中「合併」の下に「（合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。）」を加える。

一 評議員会の決議

二 設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合

第五十九条の二の見出しを「（清算の開始原因）

第四十六条の三 社会福祉法人は、次に掲げる場合には、この款の定めるところにより、清算をしなければならない。

一 解散した場合（第四十六条第一項第四号に掲げる事由によつて解散した場合及び破産手続開始の決定により解散した場合であつて当該破産手続が終了していない場合を除く。）

(清算法人の能力)

第四十六条の四 前条の規定により清算をする社会福祉法人(以下「清算法人」という。)は、清算の目的の範囲内において、清算が結了するまではなお存続するものとみなす。

第四十六条の四の次に次の目名を付する。

第二目 清算法人の機関

第四十六条の五から第四十六条の十一までを次のように改める。

(清算法人における機関の設置)

第四十六条の五 清算法人には、一人又は二人以上の清算人を置かなければならない。

2 清算法人は、定款の定めによつて、清算人会又は監事を置くことができる。

3 第四十六条の三各号に掲げる場合に該当したこととなつた時において特定社会福祉法人であつた清算法人は、監事を置かなければならぬ。

4 第三節第一款(評議員及び評議員会に係る部分を除く。)の規定は、清算法人については、適用しない。

(清算人の就任)

第四十六条の六 次に掲げる者は、清算法人の清算人となる。

1 理事(次号又は第三号に掲げる者がある場合を除く。)

2 定款で定める者

3 評議員会の決議によつて選任された者

4 前項の規定により清算人となる者がないときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任する。

5 清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

6 第二項の規定にかかるらず、第四十六条の三第二号に掲げる場合に該当することとなつた清算法人については、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任する。

7 清算人会設置法人(清算人会を置く清算法人をいう。以下同じ。)においては、清算人は、三人以上でなければならない。

(清算人の解任)

第四十六条の七 清算人(前条第二項又は第三項の規定により裁判所が選任した者を除く。)が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該清算人を解任することができる。

1 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

2 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の申立て若しくは検察官の請求により又は職務の退任等)

3 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第七十五条第一項から第三項までの規定は、清算人及び清算法人の監事について、同法第七十五条の規定は、清算法人の評議員について、それ

ぞれ準用する。

(監事の退任等)

第四十六条の八 清算法人の監事は、当該清算法人が監事を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、当該定款の変更の効力が生じた時に退任する。

2 清算法人の評議員は、三人以上でなければならない。

3 第四十一条第三項から第五項まで、第四十二条、第四十四条第三項、第五項及び第七項、第四十五条、第四十五条の六第一項及び第一項並びに第四十五条の七第二項の規定は、清算法人については、適用しない。

(清算人の職務)

第四十六条の九 清算人は、次に掲げる職務を行ふ。

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

(業務の執行)

第四十六条の十 清算人は、清算法人(清算人会設置法人を除く。次項において同じ。)の業務を執行する。

2 清算人が二人以上ある場合には、清算法人の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、清算人の過半数をもつて決定する。

3 前項の場合には、清算人は、次に掲げる事項についての決定を各清算人に委任することができない。

一 従たる事務所の設置、移転及び廃止

二 第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十八条第一項各号に掲げる事項

三 清算人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他清算法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備

4 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十二条の見出し中「表見代理理事」とあるのは「表見代表清算人」と、同条中「代理理事」とあるのは「代表清算人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第四十六条の十一第一項に規定する代表清算人をいう。)」と、同法第八十三条中「定款並びに社員総会の決議」とあるのは「定款」と、同法第八十四条第一項中「社員」

あるのは「評議員会」と、同法第八十五条並びに第八十八条の見出し及び同条第一項中「社員」とあるのは「評議員」と、同法第八十九条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替える

ものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(清算法人の代表)

第四十六条の十一 清算人は、清算法人を代表する。ただし、他に代表清算人(清算法人を代表する清算人をいう。以下同じ。)その他清算法人を代表する者を定めた場合は、この限りでない。

2 前項本文の清算人が二人以上ある場合には、清算人は、各自、清算法人を代表する。

3 清算法人(清算人会設置法人を除く。)は、定款、定款の定めに基づく清算人(第四十六条の六第二項又は第三項の規定により裁判所が選任した者を除く。以下この項において同じ。)の互選又は評議員会の決議によつて、清算人の中から代表清算人を定めることができる。

4 第四十六条の六第一項第一号の規定により理事が清算人となる場合においては、理事長が代表

清算人となる。

5 裁判所は、第四十六条の六第二項又は第三項の規定により清算人を選任する場合には、その清算人の中から代表清算人を定めることができる。

6 第四十六条の十七第八項の規定、前条第四項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十一項の規定及び次項において準用する同法第七十七条第四項の規定にかかるらず、監事設置清算法人（監事を置く清算法人又はこの法律の規定により監事を置かなければならぬ清算法人をいう。以下同じ。）が清算人（清算人であつた者を含む。以下この項において同じ。）に対し、又は清算人が監事設置清算法人に対して訴え提起する場合には、当該訴えについては、監事が監事設置清算法人を代表する。

7 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第七十七条第四項及び第五項並びに第七十九条の規定は代表清算人について、同法第八十条の規定は民事保全法第五十六条规定する仮処分命令により選任された清算人又は代表清算人の職務を代行する者について、それぞれ準用する。第四十六条の十一の次に次の十条及び二目を加える。

（清算法人についての破産手続の開始）

第四十六条の十二 清算法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算法人が既に債権者に支払い、又は残余財産の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

（裁判所の選任による清算人の報酬）

第四十六条の十三 裁判所は、第四十六条の六第二項又は第三項の規定により清算人を選任した場合には、清算法人が当該清算人に対する支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聽かなければならない。（清算人の清算法人に対する損害賠償責任）

第四十六条の十四 清算人は、その任務を怠つたときは、清算法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 清算人が第四十六条の十第四項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十四条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引により清算人又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3 第四十六条の十第四項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十四条第一項第二号又は第三号の取引によつて清算法人に損害が生じたときは、次に掲げる清算人は、その任務を怠つたものと推定する。

4 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十条第一項の規定は、第一当該取引に関する清算人会の承認の決議に賛成した清算人

二 清算法人が当該取引することを決定した清算人

三 当該取引に関する清算人会の承認の決議に賛成した清算人

4 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十二条及び第八十三条第一項の規定は、第一項の責任について準用する。この場合において、同法第八十二条中「総社員」とあるのは、「総評議員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。（清算人の第三者に対する損害賠償責任）

第五十六条の十五 清算人がその職務を行つて要意義又は重大な過失があつたときは、当該清算人は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 清算人が、次に掲げる行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、当該清算人が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 第四十六条の二十二第一項に規定する財産目録等並びに第四十六条の二十四第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

二 虚偽の登記

三 虚偽の公告

（清算人等の連帯責任）

第四十六条の十六 清算人、監事又は評議員が清算法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の清算人、監事又は評議員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

2 前項の場合には、第四十五条の二十二の規定は、適用しない。

（清算人会の権限等）

第四十六条の十七 清算人会は、全ての清算人で組織する。

2 清算人会は、次に掲げる職務を行う。

一 清算人会設置法人の業務執行の決定

二 清算人の職務の執行の監督

三 代表清算人の選定及び解職

3 清算人会は、清算人の中から代表清算人を選定しなければならない。ただし、他に代表清算人があるときは、この限りでない。

4 清算人会は、その選定した代表清算人及び第四十六条の十一第四項の規定により代表清算人となつた者を解職することができる。

5 第四十六条の十一第五項の規定により裁判所が代表清算人を定めたときは、清算人会は、代表清算人を選定し、又は解職することができない。

6 清算人会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を清算人に委任することができない。

一 重要な財産の処分及び譲受け

二 各種の借財

三 重要な役割を担う職員の選任及び解任

四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

五 清算人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他清算法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備

六 第四十六条の十第四項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十二条中「社員総会」とあるのは、「評議員会」とある。

7 次に掲げる清算人は、清算人会設置法人の業務を執行する。

一 代表清算人

二 代表清算人以外の清算人であつて、清算人会の決議によつて清算人会設置法人の業務を執行する清算人として選定されたもの

三 第四十六条の十第四項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十二条中「社員総会」とあるのは、「評議員会」とある。

8 第四十六条の十第四項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第八十二条中「社員総会」とあるのは、「評議員会」とある。

9 第七項各号に掲げる清算人は、三月に一回以上、自己の職務の執行の状況を清算人会に報告しなければならない。ただし、定款で毎会計年度に四月を超える間隔で二回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでない。

10 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第九十二条の規定は、清算人会設置法人について準用する。この場合において、同条第一項中「社員総会」とあるのは、「評議員会」と、「理事会」とあるのは、「清算人会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(貸借対照表等の監査等)

第四十六条の二十五 監事設置清算法人においては、前条第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書は、厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

2 清算人会設置法人においては、前条第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書(前項の規定の適用がある場合にあつては、同項の監査を受けたもの)は、清算人会の承認を受けなければならない。

(貸借対照表等の備置き及び閲覧等)

第四十六条の二十六 清算法人は、第四十六条の二十四第一項に規定する各清算事業年度に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書(前条第一項の規定の適用がある場合にあつては、監査報告を含む。以下この条において「貸借対照表等」という。)を、定時評議員会の日の一週間前の日(第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第百九十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日)からその主たる事務所の所在地における清算結了の登記の時までの間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

2 評議員及び債権者は、清算法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該清算法人の定めた費用を支払わなければならぬ。

貸借対照表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

1 前号の書面の原本又は抄本の交付の請求

3 貸借対照表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもののが閲覧の請求

4 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて清算法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(貸借対照表等の提出等)

第四十六条の二十七 次の各号に掲げる清算法人においては、清算人は、当該各号に定める貸借対照表及び事務報告を定期評議員会に提出し、又は提供しなければならない。

1 監事設置清算法人(清算人会設置法人を除く。)第四十六条の二十五第一項の監査を受けた

2 清算人会設置法人 第四十六条の二十五第二項の承認を受けた貸借対照表及び事務報告

3 前号に掲げるものの以外の清算法人 第四十六条の二十四第一項の貸借対照表及び事務報告

2 前項の規定により提出され、又は提供された貸借対照表は、定期評議員会の承認を受けなければならない。

3 清算人は、第一項の規定により提出され、又は提供された事務報告の内容を定期評議員会に報告しなければならない。

(貸借対照表等の提出命令)

第四十六条の二十八 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、第四十六条の二十四第一項の貸借対照表及びその附属明細書の全部又は一部の提出を命ずることができる。

(適用除外)
第四十六条の二十九 第四節第三款(第四十五条の二十七第四項及び第四十五条の三十二から第四十五条の三十四までを除く。)の規定は、清算法人については、適用しない。

(債権者に対する公告等)

第四条 債務の弁済等

(債務の弁済の制限)

第四十六条の三十一 清算法人は、前条第一項の期間内は、債務の弁済をすることができない。この場合において、清算法人は、その債務の不履行によって生じた責任を免れることができない。

2 前項の規定にかかるわらず、清算法人は、前条第一項の期間内であつても、裁判所の許可を得て、少額の債権、清算法人の財産につき存する担保権によつて担保される債権その他これを弁済して他の債権者を害するおそれがない債権に係る債務について、その弁済をすることができる。この場合において、当該許可の申立ては、清算人が二人以上あるときは、その全員の同意によつてしなければならない。

(条件付債権等に係る債務の弁済)

第四十六条の三十二 清算法人は、条件付債権、存続期間が不確定な債権その他その額が不確定な債権に係る債務を弁済することができる。この場合においては、これらの債権を評価させるため、裁判所に對し、鑑定人の選任の申立てをしなければならない。

2 前項の場合には、清算法人は、同項の鑑定人の評価に従い同項の債権に係る債務を弁済しなければならない。

3 第一項の鑑定人の選任の手続に関する費用は、清算法人の負担とする。当該鑑定人による鑑定のための呼出し及び質問に関する費用についても、同様とする。

(債務の弁済における残余財産の引渡しの制限)

第四十六条の三十三 清算法人は、当該清算法人の債務を弁済した後でなければ、その財産の引渡しをすることができない。ただし、その存否又は額について争ひのある債権に係る債務についてその弁済をするために必要と認められる財産を留保した場合は、この限りでない。

(清算からの除斥)
第四十六条の三十四 清算法人の債権者(判明している債権者を除く。)であつて第四十六条の三十第一項の期間内にその債権の申出をしなかつたものは、清算から除斥される。

2 前項の規定により清算から除斥された債権者は、引渡しがされていない残余財産に対してのみ弁済を請求することができる。

第四十七条の前に次の目名を付する。
第五目 残余財産の帰属
第六目 清算事務の終了等

第四十七条の見出しを削り、同条第一項中「合併」の下に「(合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。)」を加える。

第四十七条の四から第四十七条の七までを削り、第四十七条の三を第四十七条の五とし、第四十七条の二を第四十七条の四とし、第四十七条の次に次の目名及び二条を加える。

3 清算人は、決算報告(前項の規定がある場合にあつては、同項の承認を受けたもの)を評議員会に提出し、又は提供し、その承認を受けなければならない。

4 前項の承認があつたときは、任務を怠つたことによる清算人の損害賠償の責任は、免除されたものとみなす。ただし、清算人の職務の執行に關し不正の行為があつたときは、この限りでない。

第五目 残余財産の帰属
第六目 清算事務の終了等
第四十七条の二 清算法人は、清算事務が終了したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、決算報告を作成しなければならない。
2 清算人会設置法人においては、決算報告は、清算人会の承認を受けなければならない。
3 清算人は、決算報告(前項の規定がある場合にあつては、同項の承認を受けたもの)を評議員会に提出し、又は提供し、その承認を受けなければならない。
4 前項の規定による公告には、当該債権者が当該期間内に申出をしないときは清算から除斥される旨を付記しなければならない。

三 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものに関する請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続社会福祉法人の定めたものにより提供することとの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第五十四条の次に次の二条、一目及び目名を加える。

(吸収合併契約の承認)

第五十四条の二 吸収合併存続社会福祉法人は、評議員会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

2 吸収合併存続社会福祉法人が承継する吸収合併消滅社会福祉法人の債務の額として厚生労働省令で定める額が吸収合併存続社会福祉法人が承継する吸収合併消滅社会福祉法人の資産の額として厚生労働省令で定める額を超える場合には、理事は、前項の評議員会において、その旨を説明しなければならない。

(債権者の異議)

第五十四条の三 吸収合併存続社会福祉法人は、第五十条第三項の認可があつたときは、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、判明している債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

ただし、第四号の期間は、二月を下ることができない。

一 吸収合併をする旨

二 吸収合併消滅社会福祉法人の名称及び住所

三 吸収合併存続社会福祉法人及び吸収合併消滅社会福祉法人の計算書類に関する事項として厚生労働省令で定めるもの

四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

2 債権者が前項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該吸収合併について承認をしたものとみなす。

3 債権者が第一項第四号の期間内に異議を述べたときは、吸収合併存続社会福祉法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(吸収合併に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第五十四条の四 吸収合併存続社会福祉法人は、吸収合併の登記の日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続社会福祉法人が承継した吸収合併消滅社会福祉法人の権利義務その他の吸収合併に関する事項として厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録しなければならない。

2 吸収合併存続社会福祉法人は、吸収合併の登記の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3 吸収合併存続社会福祉法人の評議員及び債権者は、吸収合併存続社会福祉法人に対して、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならぬ。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものに関する請求

四 第一項の書面の閲覧の請求

二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 第一項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものに関する請求

四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続社会福祉法人の定めたものにより提供することの請求

第三百 新設合併

(新設合併契約)

第五十四条の五 一以上の社会福祉法人が新設合併(二以上の社会福祉法人がする合併であつて、合併により消滅する社会福祉法人の権利義務の全部を合併により設立する社会福祉法人に承継させるものをいう。以下この目及び第百三十三条第十一号において同じ。)をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設合併により消滅する社会福祉法人(以下この目において「新設合併消滅社会福祉法人」という。)の名称及び住所

二 新設合併により設立する社会福祉法人(以下この目において「新設合併設立社会福祉法人」という。)の目的、名称及び主たる事務所の所在地

三 前号に掲げるもののほか、新設合併設立社会福祉法人の定款で定める事項

四 前三号に掲げる事項のほか、厚生労働省令で定める事項

(新設合併の効力の発生等)

第五十四条の六 新設合併設立社会福祉法人は、その成立の日に、新設合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務(当該新設合併消滅社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

三 新設合併は、所轄厅の認可を受けなければ、その効力を生じない。

四 第三十二条の規定は、前項の認可について準用する。

(新設合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第五十四条の七 新設合併消滅社会福祉法人は、次条の評議員会の日の二週間前の日(第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百九十四条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日)から新設合併設立社会福祉法人の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 新設合併消滅社会福祉法人の評議員及び債権者は、新設合併消滅社会福祉法人に対する業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならぬ。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものに関する請求

(新設合併契約の承認)

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併消滅社会福祉法人の定めたものにより提供することの請求

四 第五十四条の八 新設合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならない。

(債権者の異議)

第五十四条の九 新設合併消滅社会福祉法人は、第五十四条の六第二項の認可があつたときは、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、判明している債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、二月を下ることができない。

一 新設合併をする旨

二 他の新設合併消滅社会福祉法人及び新設合併設立社会福祉法人の名称及び住所

三 新設合併消滅社会福祉法人の計算書類に関する事項として厚生労働省令で定めるもの

四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

2 債権者が前項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該新設合併について承認したものとみなす。

3 債権者が第一項第四号の期間内に異議を述べたときは、新設合併消滅社会福祉法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該新設合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(設立の特則)

第五十四条の十 第三十二条、第三十三条及び第三十五条の規定は、新設合併設立社会福祉法人の設立については、適用しない。

2 新設合併設立社会福祉法人の定款は、新設合併消滅社会福祉法人が作成する。この場合においては、第三十一条第一項の認可を受けることを要しない。

(新設合併に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第五十四条の十一 新設合併設立社会福祉法人は、その成立の日後遅滞なく、新設合併により新設合併設立社会福祉法人が承継した新設合併消滅社会福祉法人の権利義務その他の新設合併に関する事項として厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2 新設合併設立社会福祉法人は、その成立の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録及び新設合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならぬ。

3 新設合併設立社会福祉法人の評議員及び債権者は、新設合併設立社会福祉法人に対して、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併設立社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併設立社会福祉法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第四目 合併の無効の訴え

第五十五条を次のように改める。

第五十五条 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百六十四条第一項(第一号及び第三号に係る部分に限る)及び第二項(第一号及び第三号に係る部分に限る)、第二百六十九条(第二号及び第三号に係る部分に限る)、第二百七十七条、第二百七十七条第一項及び第三項、第二百七十二条から第二百七十五条まで並びに第二百七十七条の規定は、社会福祉法人の合併の無効の訴えについて準用する。この場合において、同法第二百六十四条第二項第二号中「社員等であつた者」とあるのは「評議員等」(評議員、理事、監事又は清算人をいう。以下同じ。)であつた者」と「社員等」とあるのは「評議員等」と、同項第三号中「社員等」とあるのは「債権者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的説明は、政令で定める。

第六章中第四節を第六節とし、同節の次に次の二節を加える。

第七節 社会福祉充実計画

(社会福祉充実計画の承認)

第五十五条の二 社会福祉法人は、毎会計年度において、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該会計年度の前会計年度の末日(同号において「基準日」という。)において現に行つてある社会福祉事業若しくは公益事業(以下この項及び第三項第一号において「既存事業」という。)の充実又は既存事業以外の社会福祉事業若しくは公益事業(同項第一号において「新規事業」という。)の実施に関する計画(以下「社会福祉充実計画」という。)を作成し、これを所轄庁に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、当該会計年度前の会計年度において作成した第十一項に規定する承認社会福祉充実計画の実施期間中は、この限りでない。

一 当該会計年度の前会計年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額

二 基準日において現に行つてある事業を継続するために必要な財産の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

三 前項の承認の申請は、第五十九条の規定による届出と同時に行わなければならない。

四 社会福祉充実計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 既存事業(充実する部分に限る。)又は新規事業(以下この条において「社会福祉充実事業」という。)の規模及び内容

二 社会福祉充実事業を行つる区域(以下この条において「事業区域」という。)

三 社会福祉充実事業の実施に要する費用の額(第五項において「事業費」という。)

四 第一項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除して得た額(第五項及び第九項第一号において「社会福祉充実残額」という。)

五 社会福祉充実計画の実施期間

六 その他の厚生労働省令で定める事項

4 社会福祉法人は、前項第一号に掲げる事項の記載に当たつては、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事業の順にその実施について検討し、行つる事業を記載しなければならない。

一 社会福祉事業又は公益事業(第二条第四項第四号に掲げる事業を除く。)

二 公益事業(第二条第四項第四号に掲げる事業を除き、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に對し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供するものに限る。第六項及び第九項第三号において「地域公益事業」という。)

三 公益事業(前二号に掲げる事業を除く。)

5 社会福祉法人は、社会福祉充実計画の作成に當たつては、事業費及び社会福祉充実残額について、公認会計士、税理士その他財務に関する専門的な知識経験を有する者として厚生労働省令で定める者の意見を聽かなければならない。

6 社会福祉法人は、地域公益事業を行う社会福祉充実計画の作成に當たつては、当該地域公益事業の内容及び事業区域における需要について、当該事業区域の住民その他の関係者の意見を聽かなければならない。

7 社会福祉充実計画は、評議員会の承認を受けなければならない。

8 所轄庁は、社会福祉法人に對し、社会福祉充実計画の作成及び円滑かつ確実な実施に關し必要な助言その他の支援を行うものとする。

9 所轄庁は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る社会福祉充実計画が、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 社会福祉充実事業として記載されている社会福祉事業又は公益事業の規模及び内容が、社会福祉充実残額に照らして適切なものであること。

二 社会福祉充実事業として社会福祉事業が記載されている場合にあつては、その規模及び内容が、当該社会福祉事業に係る事業区域における需要及び供給の見通しに照らして適切なものであること。

三 社会福祉充実事業として地域公益事業が記載されている場合にあつては、その規模及び内容が、当該地域公益事業に係る事業区域における需要に照らして適切なものであること。

四 その他厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

10 所轄庁は、社会福祉充実計画が前項第二号及び第三号に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対して、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

11 第一項の承認を受けた社会福祉法人は、同項の承認があつた社会福祉充実計画（次条第一項の変更の承認があつたときは、その変更後のもの。同項及び第五十五条の四において「承認社会福祉充実計画」という。）に従つて事業を行わなければならない。

（社会福祉充実計画の変更）

第五十五条の三 前条第一項の承認を受けた社会福祉法人は、承認社会福祉充実計画の変更をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、所轄庁の承認を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第一項の承認を受けた社会福祉法人は、前項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

3 前条第三項から第十項までの規定は、第一項の変更の申請について準用する。

（社会福祉充実計画の終了）

第五十五条の四 第五十五条の二第一項の承認を受けた社会福祉法人は、やむを得ない事由により承認社会福祉充実計画に従つて事業を行うことが困難であるときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、所轄庁の承認を受けて、当該承認社会福祉充実計画を終了することができる。

第六章第三節の次に次の二節を加える。

第四節 計算

第一款 会計の原則等

第四十五条の二十三 社会福祉法人は、厚生労働省令で定める基準に従い、会計処理を行わなければならない。

2 社会福祉法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第二款 会計帳簿

（会計帳簿の作成及び保存）

第四十五条の二十四 社会福祉法人は、厚生労働省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2 社会福祉法人は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

（会計帳簿の閲覧等の請求）

第四十五条の二十五 評議員は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 社会福祉充実事業として社会福祉事業が記載されている場合にあつては、その規模及び内容が、当該社会福祉事業に係る事業区域における需要及び供給の見通しに照らして適切なものであること。

三 社会福祉充実事業として地域公益事業が記載されている場合にあつては、その規模及び内容が、当該地域公益事業に係る事業区域における需要に照らして適切なものであること。

四 その他厚生労働省令で定める要件に該当する場合には、前条第二項の規定は、適用しない。

（会計帳簿の提出命令）

第四十五条の二十六 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿の全部又は一部の提出を命ずることができる。

第三款 計算書類等

（計算書類等の作成及び保存）

第四十五条の二十七 社会福祉法人は、厚生労働省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

2 社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、各会計年度に係る計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下この款において同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

3 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもつて作成することができること。

4 社会福祉法人は、計算書類を作成した時から十年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

（計算書類等の監査等）

第四十五条の二十八 前条第二項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならぬ。

2 前項の規定にかかるわらず、会計監査人設置社会福祉法人においては、次の各号に掲げるものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める者の監査を受けなければならない。

一 前条第二項の計算書類及びその附属明細書 監事及び会計監査人

二 前条第二項の事業報告及びその附属明細書 監事

3 第一項又は前項の監査を受けた計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない。

（計算書類等の評議員への提供）

第四十五条の二十九 理事は、定期評議員会の招集の通知に際して、厚生労働省令で定めるところにより、評議員に対し、前条第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告並びに監査報告（同条第二項の規定の適用がある場合にあつては、会計監査報告を含む。）を提供しなければならない。

（計算書類等の定期評議員会への提出等）

第四十五条の三十 理事は、第四十五条の二十八第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告を定期評議員会に提出し、又は提供しなければならない。

2 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定期評議員会の承認を受けなければならぬ。

3 理事は、第一項の規定により提出され、又は提供された事業報告の内容を定期評議員会に報告しなければならない。

（会計監査人設置社会福祉法人の特別）

第四十五条の三十一 会計監査人設置社会福祉法人については、第四十五条の二十八第三項の承認を受けた計算書類が法令及び定款に従い社会福祉法人の財産及び収支の状況を正しく表示していないものとして厚生労働省令で定める要件に該当する場合には、前条第二項の規定は、適用しない。

この場合においては、理事は、当該計算書類の内容を定期評議員会に報告しなければならない。

第九十五条の見出しを「(関係機関等との連携)」に改め、同条中「前条に規定する」を「前条各号に掲げる」に改め、「当たつては」の下に「地方公共団体、公共職業安定所その他の関係機関及び」を加え、同条の次に次の四条を加える。

(情報の提供の求め)

第九十五条の二 都道府県センターは、都道府県その他の官公署に対し、第九十四条第七号に掲げる業務を行つたために必要な情報の提供を求めることができる。

(介護福祉士等の届出等)

第九十五条の三 社会福祉事業等従事者(介護福祉士その他厚生労働省令で定める資格を有する者に限る。次項において同じく)は、離職した場合その他の厚生労働省令で定める場合には、住所氏名その他の厚生労働省令で定める事項を、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県センターに届け出るよう努めなければならない。

2 社会福祉事業等従事者は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県センターに届け出るよう努めなければならない。

3 社会福祉事業等を経営する者その他厚生労働省令で定める者は、前二項の規定による届出が適切に行われるよう、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(秘密保持義務)

第九十五条の四 都道府県センターの役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、第九十四条各号に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(業務の委託)

第九十五条の五 都道府県センターは、第九十四条各号(第六号を除く。)に掲げる業務の一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者はは、正当な理由がないのに、当該委託に係る業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第九十七条中「第九十四条に規定する」を「第九十四条各号に掲げる」に改める。

第九十八条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第九十三条第一項の規定による」とび(以下この条において「指定」という。)を削り、同項第一号中「第九十四条に規定する」を「第九十四条各号に掲げる」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

都道府県知事は、都道府県センターが次の各号のいづれかに該当するときは、第九十三条第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消さなければならない。

一 第九十四条第六号に掲げる業務に係る無料の職業紹介事業につき、職業安定法第三十三条第一項の許可を取り消されたとき。

二 職業安定法第三十三条第三項に規定する許可の有効期間(当該許可の有効期間について、同条第四項において準用する同法第三十二条の六第二項の規定による更新を受けたときにあつては、当該更新を受けた許可の有効期間)の満了後、同法第三十三条第四項において準用する同法第三十二条の六第二項に規定する許可の有効期間の更新を受けていないとき。

三百一十条中「第九十三条第二項から第四項まで」を「第九十三条第三項から第五項まで、第九十九条」を「第九十三条の四中「第九十四条各号」と、第九十七条に

第十二章中第百三十一条の前に次の五条を加える。

第百三十条の一 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は社会福祉法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該社会福祉法人に財産上の損害をえたときは、七年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 評議員、理事又は監事

二 民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された評議員、理事又は監事の職務を代行する者

三 第四十二条第二項又は第四十五条の六第二項(第四十五条の十七第三項において準用する場合を含む。)の規定により選任された清算人の職務を代行する者

四 第四十六条の七第三項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に關する法律第七十五条第二項の規定により選任された一時清算人又は清算法人の監事の職務を行なうべき者

五 第四十六条の七第三項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に關する法律第七十五条第二項の規定により選任された一時清算法人の評議員の職務を行なうべき者

一 清算人

二 民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された清算人の職務を代行する者

三 第四十六条の七第三項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に關する法律第七十五条第二項の規定により選任された一時代表清算人の職務を行なうべき者

四 第四十六条の十一第七項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に關する法律第七十九条第二項の規定により選任された一時代表清算人の職務を行なうべき者

五 第四十六条の七第三項において準用する一般社団法人及び一般財團法人に關する法律第七十五条第二項の規定により選任された一時清算法人の評議員の職務を行なうべき者

一 前二項の罪の未遂は、罰する。

二 前二項の罪の未遂は、罰する。

三 第百三十条の三 次に掲げる者が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一 前条第一項各号又は第二項各号に掲げる者

二 会計監査人又は第四十五条の六第三項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行なうべき者

三 第二項の場合において、犯人の収受した利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができるときは、その価額を追徴する。

二 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

三 第二項の場合は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条の例に従う。

二 前条第二項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条の例に従う。

三 第百三十条の五 第百三十条の三第一項第二号に掲げる者が法人であるときは、同項の規定は、その行為をした会計監査人又は一時会計監査人の職務を行なうべき者の職務を行なうべき者に対する適用する。

第九条第一項を削り、同条第二項中「退職した者が」を削り、「もの」を「者の被共済職員期間が一年以上十九年以下に、前条を「前条第一項から第三項まで」に改め、同項第一号中「百分の百三十五」を「百分の百」に改め、同項第二号中「二十年」を「十五年」に、「百分の百四十八・五」を「百分の百十」に改め、同項第三号中「二十二年以上三十年」を「十六年以上十九年」に、「百分の百六十二」を「百分の百六十」に改め、同項第四号を削り、同項を同条とする。

の百分の百」を「百分の百六十」に改め、同項第二号を「三年」に改める。第十八条中「社会福祉施設又は特定社会福祉事業の業務に相当程度従事することを要する者として政令で定めるもの」を「次に掲げる者」に改め、同条に次の各号を加える。

一 社会福祉施設又は特定社会福祉事業の業務に相当程度従事することを要する者として政令で定めるもの（次号に掲げる者を除く）

二 児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を受けた障害児入所施設の業務（同法第二十一条第一項の規定により同項第三号の措置がとられている児童に係るものに限る。）に従事することを要する者として政令で定めるもの

附則に次の見出し及び三項を加える。

（退職手当金に関する経過措置）

3 当分の間、退職した者の被共済職員期間が四十三年以上である場合の被共済職員期間は三十年とみなす。この場合において、当該退職した者の退職手当金の額は、第八条第四項の規定にかかるわらず、同条第一項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百五十
二 十一年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分の百六十五
三 二十六年以上三十四年以下の期間については、一年につき百分の百八十
四 三十五年目の期間については、百分の百五

4 当分の間、退職手当金の額は、第八条、第九条及び前項の規定により計算した額にそれぞれ百分の八十七を乗じて得た額とする。

5 当分の間、第九条の二の規定の適用については、同条中「前二条」とあるのは、「前二条並びに附則第三項及び第四項」とする。

（社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正）

第四条 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）の一部を次のように改正する。
附則第二条第一項を次のように改める。

第四十条第二項の規定にかかるわらず、次に掲げる者であつて、九月以上介護等の業務に従事したもののは、介護福祉士試験を受けることができる。

一 平成二十六年三月三十一日までに学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校において三年以上（専攻科において二年以上）介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者

二 平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日までに学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校において三年以上介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者（次号に掲げる者を除く）

三 平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日までに学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校の専攻科（修業年限が二年以上であるものに限る。）において二年以上介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者

附則第二条第二項中「前項」を「前項各号」に改める。

（社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部改正）

第五条 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百一十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二 社会福祉士及び介護福祉士法の一部を次のように改正する。

第四十条第二項第二号中「従事した者」の下に「であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの」を加え、同項第三号中「前号」を「前二号」に、「能力」を「知識及び技能」に改める。

第三条 中社会福祉士及び介護福祉士法第三十九条、第四十条第二項及び第四十四条の改正規定を削り、第三条を第三条の二とし、同条の前に次の二条を加える。

第三条 社会福祉士及び介護福祉士法の一部を次のように改正する。

（介護福祉士の資格）

第三十九条 介護福祉士試験に合格した者は、介護福祉士となる資格を有する。

第四十条第二項第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第一号を同項第五号とし、同項第一号を同項第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

一 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において二年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

二 学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

三 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の厚生労働省令で定める学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて、厚生労働省令で定める学校又は都道府県知事の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

四 第四十一条第二項の規定にかかるわらず、次に掲げる者であつて、九月以上介護等の業務に従事して、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

五 第二条の二の規定 平成二十八年四月一日

六 第三条の二の規定並びに附則第七条、第十条及び第十二条の規定 平成二十四年四月一日

附則第二条第一項中「及び第五号」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二条を加える。

二 第二条の二の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第二号の規定による学校及び養成施設の指定並びにこれに関し必要な手続その他の行為は、前条第五号に掲げる規定の施行前においても、同項第二号の規定の例により行うことができる。

附則第六条中「社会福祉士及び介護福祉士法」の下に「(以下「旧法」という。)」を加え、同条の次に次の三条を加える。

第六条の二 この法律の施行の日から平成三十四年三月三十一日までの間に新法第四十条第二項第二号から第三号までのいずれかに該当するに至つた者(前条の規定により介護福祉士となる資格を有する者を除く。)は、新法第三十九条の規定にかかるらず、当該当するに至つた日(以下「要件該当日」という。)以後要件該当日の属する年度の四月一日から起算して五年を経過する日(次項及び次条において「五年経過日」という。)までの間、介護福祉士となる資格を有する。

2 前項の規定により介護福祉士となる資格を有するものとされた者(五年経過日までの間に介護福祉士試験に合格した者を除く。)が受けた介護福祉士の登録は、当該要件該当者が五年経過日までの間に介護福祉士試験に合格しなかつたときは、五年経過日にその効力を失うものとする。

第六条の三 要件該当者であつて、五年経過日までの間に介護福祉士の登録を受けたものが、要件該当日の属する年度の翌年度の四月一日から五年経過日までの間継続して介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十二号)附則第十三条第九項の規定により読み替えて適用する同法第五条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第二条第二項に規定する介護等の業務に従事した場合には、新法第三十九条及び前条第二項の規定にかかるらず、五年経過日の翌日以後においても、介護福祉士となる資格を有する。

第六条の四 要件該当者であつて、附則第六条の二第一項の適用を受ける期間中に育児休業等(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号に規定する育児休業、同条第二号に規定する介護休業その他これらに準ずるものとして厚生労働省令で定める休業をいう。)をしたものに対する前二条の規定の適用については、同項中「五年を」とあるのは「五年に附則第六条の四に規定する育児休業等の期間(当該期間が五年を超えるときは、五年)を加えて得た期間を」とし、前条中「から五年経過日までの間」とあるのは「から五年経過日までの間(次条に規定する育児休業等の期間を除く。)」とする。

附則第七条中「この法律の施行の」を「附則第一条第六号に掲げる規定の施行の」に「新法」を、「第三条の二の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法」に、「この法律」を「同号に掲げる規定」に改める。

(介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(一部改正))

第六条 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十二条)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第二項中「平成三十八年三月三十一日」を「平成三十九年三月三十一日」に改め、同条第八項中「第六条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律第三条」を「新社会福祉士及び介護福祉士法附則第三条第一項の規定の適用については、平成二十八年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間は、同項中「介護福祉士」とあるのは「介護福祉士(介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十二号)附則第十四条第一項の規定による認定を受けた者)」とし、当該認定特定行為業務従事者が修了した次条第二項に規定する喀痰吸引等研修の課程に応じて」とあるのは「喀痰吸引等のうち」とし、社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十一条)第五条の規定による改正後の平成十九年一部改正法第三条の二の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法附則第十条第一項の規定の適用については「を加え「改正後の社会福祉士及び介護福祉士法附則第十条第一項」を「同項」に改める。

(施行期日)
附 則

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条及び第六条の規定並びに附則第五条、第七条、第九条、第三十一条、第三十二条、第三十四条及び第三十五条の規定 公布の日

二 第一条、第三条及び第四条の規定並びに次条から附則第四条までの規定並びに附則第六条、第二十六条から第三十条まで、第三十三条、第三十六条及び第三十八条の規定 平成二十八年四月一日

(第一条の規定による社会福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という。)前に第一条の規定による改正前の社会福祉法(以下「第二号旧社会福祉法」という。)の規定によりされた認可等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又は同号に掲げる規定の施行の際現に第二号旧社会福祉法の規定によりされている認可等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、第二号施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行つべき者は異なることとなるものは、第二号施行日以後における第一条の規定による改正後の社会福祉法(以下「第二号新社会福祉法」という。)の適用については、第二号新社会福祉法の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(厚生労働省令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。)とあるのは「介護(喀痰吸引等)とし、新社会福祉士及び介護福祉士法第三条第三号中「社会福祉又は保健医療」とあるのは「社会福祉」とし、新社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の二第一項の規定は、適用しない。

2 第二号施行日前に第二号旧社会福祉法の規定により所轄庁に対し届出その他の手続をしなければならない事項で、第二号施行日前にその手続がされていないものについては、これを、第二号新社会福祉法の相当規定により所轄庁に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、第二号新社会福祉法の規定を適用する。

第三条 第二号新社会福祉法第四十四条第一項、第三項及び第四項の規定は、第二号施行日以後に開始する会計年度に係る会計帳簿について適用する。第四条 第二号新社会福祉法第五十九条の規定は、平成二十七年四月一日以後に開始する会計年度に係る同条各号に掲げる書類について適用する。

第五条 厚生労働大臣は、第二号施行日前においても、第二号新社会福祉法第八十九条の規定の例により、同条第一項に規定する社会福祉事業等従事者の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るために措置に関する基本的な指針を定めることができる。

第六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第二号旧社会福祉法第九十三条第一項、第九十九条又は第一百二条の規定による指定を受けている都道府県福祉人材センター、中央福祉人材センター又は福利厚生センターは、第二号施行日において、それぞれ第二号新社会福祉法第九十三条第一項、第九十九条又は第二百二条の指定を受けたものとみなす。

第七条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に設立された社会福祉法人は、施行日までに、必要な定款の変更をし、所轄庁の認可を受けなければならない。

第八条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に規定による改正後の社会福祉法（以下「新社会福祉法」という。）第三十七条の規定によることとする。

第九条 施行日前に設立された社会福祉法人は、施行日までに、あらかじめ、新社会福祉法第三十九条の規定により、評議員を選任しておかなければならぬ。

第十条 前項の規定による選任は、施行日において、その効力を生ずる。この場合において、新社会福祉法第四十一条第一項の規定の適用については、同項中「選任後」とあるのは「社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十一号）の施行の日以後」と「選任後」とあるのは「同日以後」とする。

3 施行日の前日において社会福祉法人の評議員である者の任期は、同日に満了する。

第十一条 この法律の施行の際現に存する社会福祉法人であつて、その事業の規模が政令で定める基準を超えないものに対する新社会福祉法第四十条第三項の規定の適用については、施行日から起算して三年を経過する日までの間、同項中「定款で定めた理事の員数を超える数」とあるのは、「四人以上」とする。

第十二条 新社会福祉法第四十三条第一項の規定は、施行日以後に行われる社会福祉法人の役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）の選任について適用する。

第十三条 この法律の施行の際現に存する社会福祉法人については、新社会福祉法第四十四条第三項の規定は、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時から適用し、当該定時評議員会の終結前は、なお從前の例による。

第十四条 この法律の施行の際現に在任する社会福祉法人の役員については、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までの間は、新社会福祉法第四十四条第四項から第七項までの規定は適用せず、なお從前の例による。

第十五条 この法律の施行の際現に在任する社会福祉法人の理事の代表権については、施行日以後に選定された理事長が就任するまでの間は、なお從前の例による。

第十六条 この法律の施行の際現に在任する社会福祉法人の役員及び評議員の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお從前の例による。

第十七条 新社会福祉法第四十五条の二十三第二項及び第六章第四節第一款の規定は、施行日以後に開始する会計年度に係る会計帳簿について適用する。

第十八条 新社会福祉法第四十五条の二十七（第一項を除く。）及び第四十五条の二十八から第四十五条の三十三までの規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する会計年度に係る新社会福祉法第四十五条の二十七第一項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書について適用する。

第十九条 新社会福祉法第四十五条の三十四の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する会計年度に係る同条第二項に規定する財産目録等について適用する。

第二十条 新社会福祉法第四十五条の三十五の規定は、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時から適用する。

第二十一条 施行日前に生じた第二条の規定による改正前の社会福祉法（附則第二十五条において「旧社会福祉法」という。）第四十六条第一項各号に掲げる事由により社会福祉法人が解散した場合の清算については、なお從前の例による。

第二十二条 新社会福祉法第六章第六節第三款の規定は、施行日以後に合併について評議員会の決議があつた場合について適用し、施行日前に合併について社会福祉法人の理事の三分の二以上の同意（定款でさらに評議員会の決議を必要とするものと定められている場合には、当該同意及びその決議）があつた場合には、なお從前の例による。

第二十三条 新社会福祉法第五十五条の二の規定は、施行日以後に開始する会計年度から適用する。

第二十四条 新社会福祉法第五十九条の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する会計年度に係る同条各号に掲げる書類について適用する。

第二十五条 この法律の施行の際現に旧社会福祉法第九十三条第一項の規定による指定を受けている都道府県福祉人材センターであつて施行日において職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十三条第一項の許可を受けているものは、施行日において、新社会福祉法第九十三条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

第二十六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に社会福祉施設職員等退職手当共済法第四条第一項の規定により成立している退職手当共済契約（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の二第二項の規定による届出がされた障害児通所支援事業、同法第三十五条第四項の規定による認可を受けた障害児入所施設、社会福祉法第六十二条第一項の規定による届出がされた障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設又は同法第七十九条第二項の規定による届出がされた障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行探護、行動援助、療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う事業若しくは移動支援事業（以下「障害者支援施設等」と総称する。）に係るものに限る。）は、第三条の規定による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法（以下「新共済法」という。）第二条第三項に規定する特定介護保険施設等（以下「特定介護保険施設等」という。）に係る退職手当共済契約とみなす。

(大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部改正)
第十三条 大規模災害からの復興に関する法律施行令(平成二十五年政令第二百三十七号)の一部を改正する。次のように改正する。

第十七条第三項ただし書中「第四条第一項第二十八号若しくは第二十九号」を「第四条第一項第二十九号若しくは第三十号」に改め、同条第五項中「又は第三十号」を「第二十四号(同法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る)又は第三十一号」に改める。

(国土交通省組織令の一部改正)

第十四条 国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。
附則第十七条を次のように改める。

(道路局道路交通管理課の所掌事務の特例)

第十七条 道路局道路交通管理課は、第百八条各号に掲げる事務のほか、平成三十三年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 路切道改良促進法(昭和三十六年法律第百九十五号)第三条第一項の規定による路切道の指定に関すること。
二 路切道改良促進法第四条第一項に規定する地方路切道改良計画及び同法第五条第一項に規定する路切道改良計画に関すること。(保安設備の整備に関することを除く)。

(附則)

第十五条 (施行期日)
この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(道路の修繕に関する法律の施行に関する政令の一部改正)

第一条 道路の修繕に関する法律の施行に関する政令(昭和二十四年政令第六十一号)の一部を次のように改定する。

第四条中「第二十九号、第三十二号及び第三十三号」を「第三十号、第三十三号及び第三十四号」に改める。

(沖縄振興特別措置法施行令の一部改正)

第三条 沖縄振興特別措置法施行令(平成十四年政令第二百二号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第三項ただし書中「第四条第一項第二十八号及び第二十九号」を「第四条第一項第二十九号及び第三十号」に改める。

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正)

第四条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成十八年政令第三百七十九号)の一部を次のように改定する。

第二十五条第一項中「第二十五号、第二十六号、第二十八号、第二十九号及び第三十四号」を「第二十六号、第二十七号、第二十九号、第三十号及び第三十五号」に改め、同条第三項ただし書中「第四条第一項第二十八号及び第二十九号」を「第四条第一項第二十九号及び第三十号」に改める。

(内閣総理大臣臨時代理)

國務大臣	麻生	太郎
農林水産大臣	山本	早苗
國土交通大臣	石井	啓一

社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
國務大臣 麻生 太郎

政令第百八十三号

(社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令)

内閣は、社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十一号)の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第八十四号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち、社会福祉士及び介護福祉士法施行令(昭和六十二年政令第四百二号)第二条の改正規定中「第三十九条第一号から第二号まで」の下に「若しくは第四十条第二項第二号」を加え、「法第四十条第二項第一号」を「同項第一号」に改め、同令第三条の改正規定中「第三十九条第一号から第三号まで」の下に「若しくは第四十条第二項第二号」を加え、同令第十一条第五項の改正規定中「第十一条第五項」の下に「(及び附則第二条)を「第三十九条第一号から第三号まで」の下に「若しくは第四十条第二項第二号」を加え、「法第四十条第二項第一号」を「同項第一号」に改め、同令附則第二条から第七条までの改正規定を削る。

第二条中「第三十九条第一号から第三号まで」の下に「若しくは第四十条第二項第二号」を加える。附則第一条中「平成二十八年四月一日」を「平成二十九年四月一日」に改める。

附則第二条第一項中「又は第五号」を削り、同令第二項中「主務大臣」の下に「(養成施設については、その所在地を管轄する都道府県知事)」を加える。

附則第三条中「第三十九条第一号から第三号まで」の下に「又は第四十条第二項第二号」を、「それぞれ新法第四十条第二項第一号から第三号まで」の下に「又は第五号」を加える。

(附則)

1 この政令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令附則第二条第一項の規定によりされている同項に規定する新指定(社会福祉法等の一部を改正する法律第五条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十五号)第三条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第一号から第三号までの規定による学校又は養成施設の指定に係るものに限る)の申請又は同令附則第二条第一項の規定によりされている当該新指定は、それぞれこの政令による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令附則第二条第一項の規定によりされた当該新指定の申請又は同令第二項の規定によりされた当該新指定とみなす。

厚生労働大臣 塩崎 恭久
内閣総理大臣臨時代理
國務大臣 麻生 太郎

社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
國務大臣 麻生 太郎

政令第百八十四号

社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令
内閣は、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百一十五号）の一部の施行に伴い、並びに社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十六条第一項の規定に基づき、及び社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）を実施するため、この政令を制定する。

（社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正）

第一条 社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「[第三号まで]」の下に「若しくは第四十条第二項第二号」を加える。

第三条中「[第三号まで]」の下に「若しくは第四十条第二項第二号」を加える。

第十一条第二項中「附則第二項」を「附則第二条」に改め、同条第五項中「[第三号まで]」の下に「[第三号まで]」の下に「若しくは第四十条第二項第二号」を加える。

「若しくは第四十条第二項第二号」を加え、「法第四十条第二項第一号」を「同項第一号」に改める。

附則第二条中「[第三号まで]」の下に「若しくは第四十条第二項第二号」を加え、「法第四十条第二項第一号」を「同項第一号」に改める。

（社会福祉法施行令の一部改正）

第二条 社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第四号中「[第三号まで]」の下に「若しくは第四十条第二項第二号」を加える。

附 則

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）
第一条 社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十一号）。第三項において「平成二十八年改正法」という。第五条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（同項において「平成十九年改正法」という。）第一条の二の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（同項において「法」という。）第四十条第二項第二号の規定による学校又は養成施設の指定（以下この条において「第四十条第二項第二号指定」という。）を受けようとする者は、この政令の施行前ににおいて「第四十条第二項第二号指定」という。）を受けることができる。

令第三条の規定により、第四十条第二項第二号指定の申請をすることができる。

2 主務大臣（養成施設については、その所在地を管轄する都道府県知事）は、前項の規定により第

四十四条第二項第二号指定の申請があつた場合は、この政令の施行前においても、第四十条第二項

第二号指定をることができる。この場合において、当該第四十条第二項第二号指定は、この政令

の施行の日にその効力を生ずる。

3 前二項の規定の施行の際現に社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百八十三号）による改正前の社会福祉士

及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第八十四号）

附則第二条第一項の規定によりされている同項に規定する新指定（平成二十八年改正法第五条の規定による改正前の平成十九年改正法第三条の規定による改正後の法第四十条第二項第五号の規定に

よる学校又は養成施設の指定に係るものに限る。）の申請又は同令附則第一条第一項の規定によりされている当該新指定は、それぞれ第一項の規定によりされた第四十条第二項第一号指定の申請又は前項の規定によりされた第四十条第二項第一号指定とみなす。

厚生労働大臣 塩崎 恭久

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 麻生 太郎

社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 麻生 太郎

政令第百八十五号

社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十一号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第二十八条第二項及び第三十四条、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、第二

十六条の二及び第八十九条第一項、社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第二百五十五号）、第二条第三項第七号、第十五条第二項及び第十八条並びに社会福祉士及び介護福祉士法（昭和

六十二年法律第三十号）附則第二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次
第一章 関係政令の整備
第一項 政令
第二項 経過措置（第五条—第七条）
附則

第一章 関係政令の整備
（社会福祉法施行令の一部改正）
第一条 社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第二百八十五号）の一部を次のように改正する。
（特別の利益を与えてはならない社会福祉法人の関係者）
第十三条の二 法第二十六条の二の政令で定める社会福祉法人の関係者は、次に掲げる者とする。
一 当該社会福祉法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員
二 前号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族
三 前二号に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
四 前二号に掲げる者のか、第一号に掲げる者から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持する者
五 当該社会福祉法人の設立者が法人である場合にあつては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令で定めるもの

第二十三条の次に次の二条を加える。

(社会福祉を目的とする事業)

第二十三条の二 法第八十九条第一項の政令で定める社会福祉を目的とする事業は、社会福祉事業及び次に掲げる事業であつて社会福祉事業以外のものとする。

一 介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業（同法の規定による特例居宅介護サービスの支給に係る同項に規定する居宅サービスに相当するサービスを行う事業を含む。）、同法第十四条に規定する地域密着型サービス事業（同法の規定による特例地域密着型介護サービスの支給に係る同項に規定する地域密着型サービスに相当するサービスを行う事業を含む。）、同法第十四条に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業（同法の規定による特例介護予防サービスの支給に係る同項に規定する介護予防サービスに相当するサービスを行う事業を含む。）又は同法第十六条に規定する介護予防支援事業

二 介護保険法第八条第二十八条に規定する介護老人保健施設を経営する事業

三 介護保険法第一百五条の四十五の三第一項に規定する第一号事業支給費の支給に係る同法第百五十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業

四 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第八条第二十六項に規定する介護養生型医療施設を経営する事業

（社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部改正）

第一条中「第二条第一項第五号」を「第二条第一項第五号」に改め、同条第一号中「次条第一号」を「第二条の二第一号」に改め、同条第六号及び第七号を削る。

第一条の二を削る。

第二条中「次に掲げる事業」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の十五第二項の規定による認可を受けた小規模保育事業」に改め、同条各号を削る。

第二条の次に次の二条を加える。

（特定介護保険施設等）

第一条の二 法第二条第三項第七号の政令で定める施設又は事業は、次に掲げる施設又は事業とする。

一 老人福祉法に規定する軽費老人ホームであつて、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文、第四十二条の二第一項本文又は第五十三条第一項本文の指定に係るもの

二 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンターであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの

三 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンターであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの

四 老人福祉法に規定する老人短期入所施設であつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの

五 老人福祉法第十四条の規定による届出がなされた複合型サービス福祉事業であつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの

六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する地域活動支援センターであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの

七 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十九条第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業のうち短期入所又は重度障害者等包括支援を行う事業

八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十九条第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業のうち短期入所又は重度障害者等包括支援を行う事業

九 第四条中「第九条第二項」を「第九条」に改める。

第六条第二項ただし書中「事業所が、法第二条第三項第一号に掲げる事業を行い、かつ、特定社会保障事業に関する業務量の割合として厚生労働省令で定めるところにより算定したもの（以下この条において「特定社会保障事業割合」という。）が零を上回るもの 当該事業年度の初日において当該施設において使用する特定介護保険施設等職員の数に当該施設の措置人所障害児関係業務割合を乗じて得た額（その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てて得た数。以下「措置人所障害児関係業務割合」という。）により算定したもの（以下この条において「特定社会保障事業割合」という。）が三分の一以上であるもの 当該事業所の特定社会保障事業割合を乗じて得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てて得た数。以下「特定社会保障事業割合」という。）

第六条第四項各号を次のように改める。

一 法第二条第三項第二号に掲げる施設であつて、かつ、児童福祉法第二十七条第一項の規定により同項第二号の措置がとられた児童に関する業務量の割合として厚生労働省令で定めるところにより算定したもの（以下この条において「措置人所障害児関係業務割合」という。）が零を上回るもの 当該事業年度の初日において当該施設において使用する特定介護保険施設等職員の数に当該施設の措置人所障害児関係業務割合を乗じて得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てて得た数。以下「措置人所障害児関係業務割合」という。）により算定したもの（以下この条において「特定社会保障事業割合」という。）が三分の一以上であるもの 当該事業所の特定社会保障事業割合を乗じて得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てて得た数。以下「特定社会保障事業割合」という。）

二 法第二条第三項第一号、第三号若しくは第六号又は第二条の二第八号に掲げる事業を行つ事業所であつて、かつ、特定社会保障事業に関する業務量の割合として厚生労働省令で定めるところにより算定したもの（以下この条において「特定社会保障事業割合」という。）が三分の一以上であるもの 当該事業所の特定社会保障事業割合を乗じて得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てて得た数。以下「特定社会保障事業割合」という。）

三 当該施設等職員の数に当該事業所の特定社会保障事業割合を乗じて得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てて得た数。以下「特定社会保障事業割合」という。）

四 当該施設等職員の数と口に定める数とを合計した数とし、次の口に掲げる場合にあつては当該施設等職員の数と口に定める数とを合計した数とする。

五 当該特定介護保険施設等職員を使用する施設が第二項第一号に掲げる施設に該当する場合

六 当該施設において使用する特定介護保険施設等職員の数に当該施設の措置人所障害児関係業務割合を乗じて得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てて得た数。以下この条において「新規措置人所障害児関係業務従事職員数」という。）

七 当該特定介護保険施設等職員を使用する施設が第二項第二号に掲げる施設に該当する場合

八 当該施設において使用する特定介護保険施設等職員の数に当該事業所の特定社会保障事業割合を乗じて得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てて得た数。以下この条において「新規特定職員数」という。）

二 当該共済契約者が使用する特定介護保険施設等職員の数と申出施設等職員の数とを合計した数に三を乗じて得た数。ただし、前号に掲げる場合にあつては当該合計した数から新規措置定職員数を、それぞれ控除して得た数に三を乗じて得た数とする。

第六条に次の二項を加える。

5 新たに退職手当共済契約が締結された場合であつて、かつ、当該契約の申込みの日において当該共済契約者が第二項第一号に掲げる施設と同項第二号に掲げる事業所のいずれも経営する場合におけるその申込みの日が属する事業年度分の掛金の額は、前各項の規定にかかわらず、単位掛金額に当該契約の申込みの日における第一号に掲げる数と第二号に掲げる数と合計した数を乗じて得た額を十二で除して得た額に、その申込みの日の属する月から当該事業年度の末日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。

一 当該共済契約者が使用する社会福祉施設等職員の数、新規措置入所障害児関係業務従事職員数及び新規特定職員数を合計した数

二 当該共済契約者が使用する特定介護保険施設等職員の数と申出施設等職員の数とを合計した数から新規措置入所障害児関係業務従事職員数と新規特定職員数とを合計した数を控除して得た数に三を乗じて得た数

第七条第二号中「二特定職員数の見込数」を「措置入所障害児関係業務従事職員数の見込数及び特定職員数の見込数」に改め、同号ロ中「特定職員数の見込数」を「措置入所障害児関係業務従事職員数の見込数と特定職員数の見込数とを合計した数」に改める。

第八条中「第六条第一号」を「第六条第二号」に改め、「第六条第二号」に「第六条第二号」に改める。第六条第二号に掲げるに改め、同条に次の二項を加える。

2 法第十八条第二号の政令で定める者は、第六条第二項第一号に掲げる施設において使用する特定介護保険施設等職員とする。

第九条中「二特定職員数」を「措置入所障害児関係業務従事職員数及び特定職員数」に「数」を当該事業年度の初日を「数を同日」に改める。

附則第二項第一号中「第一条第一項第三号」を「第一条第一項第四号」に、「第一条の二第一号」を「第二条の二第一号」に改め、同項第二号中「第一条の二第一号」を「第二条の二第一号」に改める。

(社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正)

第三条 社会福祉士及び介護福祉士法施行令(昭和六十二年政令第四百二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第五項及び附則第二項第一号を「附則第二項第一項各号」に改める。

(社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第四条 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部を改正する政令(平成十七年政令第二百七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「この政令による改正後」を削り、「次項において「新令」という」第六条第二項ただし書に規定する場合であつて、当該事業所を「第六条第二項第二号」に掲げる事業所(法第二条第三項第三号に掲げる事業所に限る。次項において同じ。)に、「同項第一号」を「第六条第二項第二号」に改め、同条第二項中「新令第六条第二項第二号」に「第六条第二項第二号」に改めて、当該事業所に掲げる事業所に係る事業所に「同項第一号」を「同号」に改める。

(改正法附則第二十八条第二項の規定による退職手当金の額の計算の基礎となる額)

第五条 社会福祉法等の一部を改正する法律(以下「改正法」といふ)附則第二十八条第二項の規定により同項各号に規定する者について改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法(以下「旧共済法」といふ)第八条及び第九条、社会福祉施設職員等退職手当共済法第九条の二、旧共済法第十一條及び第十九条、社会福祉施設職員等退職手当共済法第七十七条附則第二十五条第二項の規定により退職手当金の額を計算する場合においては、旧共済法第八条第一項に規定する政令で定める額は、改正法附則第二十八条第二項に規定する第一号施行日

第二章 経過措置

(改正法附則第二十八条第二項の規定による退職手当金の額の計算の基礎となる額)

第六条 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令(以下「新共済法」といふ)第二条第三項に規定する特定介護保険施設等(以下「特定介護保険施設等」といふ)(改正法附則第二十六条第一項に規定する障害者支援施設等に限る)となつたものとのみなされたことにより社会福祉施設職員等退職手当共済法(以下「共済法」といふ)第二条第七項に規定する特定介護保険施設等職員(以下「特定介護保険施設等職員」といふ)となつた者(同月一日において現に同条第十項に規定する共済契約者(社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成十二年法律第二百十一号)。次条第一項において「社会福祉事業法等改正法」といふ)附則第二十三条第一項の規定の適用を受ける者を含む。以下「共済契約者」といふ)に使用され、かつ、その者の経営する当該特定介護保険施設等となつたものとのみなされた施設又は事業の義務に従事することを要する者に限る)については、同月一日において特定介護保険施設等職員となつたものとみなす。

(既加入施設職員等に関する経過措置)

第七条 当分の間、第二条の規定による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令(以下「新令」といふ)第六条第二項第一号に掲げる施設に使用される特定介護保険施設等職員について、改正法附則第二十九条の規定を適用しないものとして同号の規定により算定した同号に規定する措置

入所障害児関係業務従事職員数が、第二号施行日の前日に共済法第二条第十一項に規定する被共済職員(社会福祉事業法等改正法附則第二十三条第一項の規定の適用を受ける共済契約者に使用される者を含む。附則第二条第二項を除き、以下「被共済職員」といふ)であった者のうち、第二号施行日以後において特定介護保険施設等職員であるもの(共済契約者に継続して使用され、かつ、当該施設の業務に常時従事することを要する者に限る。以下「既加入施設職員」といふ)の数より多いときは、当該既加入施設職員については、改正法附則第二十九条の規定は、適用しない。

2 当分の間、新令第六条第二項第二号に掲げる事業所(法第二条第三項第三号又は新令第二条の二第八号に掲げる事業を行なう事業所を除く。)に使用される特定介護保険施設等職員について、改正法附則第二十九条の規定を適用しないものとして新令第六条第二項第二号の規定により算定した同号に規定する特定職員数が、第二号施行日の前日に被共済職員であった者のうち、第二号施行日以後において特定介護保険施設等職員であるもの(共済契約者に継続して使用され、かつ、当該事業所の業務に常時従事することを要する者に限る。以下「既加入事業所職員」といふ)の数より多いときは、当該既加入事業所職員については、改正法附則第二十九条の規定は、適用しない。

附 則

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、附則第十条の規定は、公布の日から施行する。

(社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この政令の施行の際現に共済法第四条第一項の規定により成立している共済法第二条第九項に規定する退職手当共済契約(以下「退職手当共済契約」といふ)第二条の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令第一号若しくは第七号に掲げる施設又は同令第二条第二号に掲げる事業(以下「地域活動支援センター等」と総称する。)に係るものに限る)は、特定介護保険施設等に係る退職手当共済契約とみなす。

(第七条において「第二号施行日」という。以後に退職(社会福祉施設職員等退職手当共済法第七条に規定する退職をいう。以下この条において同じ。)をした日の属する月前(当該退職をした日が月の末日である場合は、その月以前)における被共済職員期間の計算の基礎となつた最後の六月の本俸の総額を六で除して得た額についての社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令第三条の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。)

(平成二十八年四月三十日までの間に特定介護保険施設等職員となつた者に関する経過措置)

2 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に地域活動支援センター等を経営していた共済契約者が、施行日前に厚生労働省令で定めるところにより独立行政法人福祉医療機構（次条において「機構」という。）に届け出たときは、施行日以後新たに当該共済契約者に使用され、かつ、特定介護保険施設等（当該地域活動支援センター等に限る。）の業務に常時従事することを要する者となす。

第三条 この政令の施行の際現に特定介護保険施設等（地域活動支援センター等に限る。）の業務に常時従事することを要する者と同一に規定する被共済職員でないものとする。

退職手当共済契約の申込みは、新共済法第二条第三項の規定により機構に申し出したものとみなす。

第四条 共済法第四条の二第二項の規定により平成二十八年四月三十日までの間に特定介護保険施設等となつたものとみなされたことにより特定介護保険施設等職員となつた者（同月一日において現に共済契約者に使用され、かつ、その者の経営する当該特定介護保険施設等となつたものとみなされた施設又は事業の業務に常時従事することを要する者に限る。）については、同月一日において特定介護保険施設等職員となつたものとみなす。

第五条 施行日の前日に被共済職員であつた者のうち、施行日以後において特定介護保険施設等職員であるもの（共済契約者に継続して使用される者であつて、この政令の施行の際現に存する地域活動支援センター等の業務に常時従事することを要するものに限る。）については、社会福祉施設等職員とみなして、共済法第十五条、新共済法第十八条及び共済法第十九条の規定を適用する。

2 当分の間、新令第六条第二項第二号に掲げる事業所（新令第二条第八号に掲げる事業所に限り、以下「既加入短期入所等事業所職員」という。）の数より多いときは、当該既加入短期入所等事業所職員については、前項の規定は、適用しない。

第六条 この政令の施行の際現に特定介護保険施設等を経営している共済契約者が、当該共済契約者に使用され、かつ、当該特定介護保険施設等の業務に常時従事することを要する者であつて、施行日以後に被共済職員となつたものの全ての同意を得たときは、共済法第六条第五項の規定にかわらず、当該退職手当共済契約のうち当該同意を得た被共済職員に関する部分を解除することができる。

2 前項の規定による退職手当共済契約の解除は、共済法第六条第六項、第七条及び第十二条第六項

2 の規定の適用については、共済法第六条第五項の規定による退職手当共済契約の解除とみなす。

第七条 新令第六条第二項、第四項及び第五項並びに第七条の規定は、平成二十八年度以後の事業年度に納付すべき掛金について適用し、平成二十七年度以前の事業年度に納付すべき掛金については、第八条のお従前の例による。

第八条 当分の間、新令第六条第二項第一号に掲げる施設に使用される特定介護保険施設等職員につ

いて、改正法附則第二十九条の規定を適用しないものとして同号の規定により算定した同号に規定する措置入所障害児関係業務従事職員数が、既加入施設職員の数より少ないとき、又は既加入施設職員の数と同じであるときは、当該施設に使用される特定介護保険施設等職員については、同項ただし書の規定は、適用しない。

3 当分の間、新令第六条第二項第二号に掲げる事業所（新令第二条の二第八号に掲げる事業を行なう事業所に限る。）に使用される特定介護保険施設等職員について、附則第五条第一項の規定を適用しないものとして新令第六条第二項第二号の規定により算定した同号に規定する特定職員数が、既加入短期入所等事業所職員の数よりも少ないときは、又は既加入短期入所等事業所職員の数と同じであるときは、当該事業所に使用される特定介護保険施設等職員については、同項ただし書の規定は、適用しない。

第九条 新令第八条及び第九条の規定は、平成二十八年度以後の各年度における当該補助については、なお從前の例による。

（社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十条 改正法第四条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法附則第二条第一項（同項第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定による高等学校又は中等教育学校の指定（以下「この条例において「新指定」という。）を受けようとする者は、この政令の施行前においても、第三条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令附則第二条において準用する同令第三条の規定により、新指定の申請をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により新指定の申請があつた場合には、この政令の施行前においても、新指定をすることができる。この場合において、当該新指定は、施行日にその効力を生ずる。

（新指定をすること）

内閣総理大臣臨時代理 厚生労働大臣 塩崎恭久

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生太郎

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

政令第百八十六号

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令

内閣は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十二号）の施行に伴い、並びに子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第三項第二号、第二十八条第二項各号、第二十九条第三項第二号、第三十条第二項各号、第六十七条第一項、第七十条第二項並びに附則第九条第一号イ、同項第二号イ(1)、同号ロ(1)、同項第三号イ(1)及び同号ロ(1)の規定に基づき、この政令を制定する。

子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項中、「一萬五千百円」を「七千五百五十円」に、「第二項第六号」を「第二項第五号中「二万六千六百円」）とあるのは、「二万六千六百円」。ただし、市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満である場合にあっては、「一万三千五百円（短時間認定保護者にあっては、「一万三千三百円」とする。」と、同項第六号に、「一萬五千五百円」を「七千七百五十円」に、「一萬五千三百円」を「七千六百五十円」に、「前項第六号」を「前項第五号中「二万九千六百円」）とあるのは、「二万九千六百円」。ただし、次項の規定により読み替えて適用する同号ただし書に規定する場合にあっては、「一万五千円（短時間認定保護者にあっては、「一万四千八百円」とする。」と、同項第六号に、「一万八千五百円」を「九千二百五十円」に、「一万八千三百円」を「九千二百五十円」に改める。

第十一条第三号中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に、「法第四十条第二項第一号」を「同項第四号」に改める。
 附則第二条の二中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に、「第四十条第二項第一号」を「第五号学校」に改める。

別表第四の二備考四中「第二号学校」を「第五号学校」に改める。
 附則第一条中「平成二十八年四月一日」を「平成二十九年四月一日」に、「次条」を「次項」に改め、同条を附則第一項とする。

附則第二条の見出し中「又は介護福祉士試験の受験資格の特例に係る高等学校等」を削り、同

条中「又は附則第二条」を削り、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律第六条」を「社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十号)第五条」に改め、「又は同法附則第九条第一項に規定する高等学校若しくは中等教育学校」を削り、同条を附則第二項とする。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第四号

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十五号)の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第二十号)第五条を実施するため、社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

文部科学大臣 駆 浩

厚生労働大臣 塩崎 恭久

社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令

第一条 社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成二十年厚生労働省令第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号イ(1)中「第一条第二項各号」を「第一条の二第二項各号」に改め、同号イ(2)中「第一条第五項各号」を「第一条の二第五项」に改め、同号イ(3)中「第一条第八項各号」を「第一条の二第八項」に改める。別表第四に定める。

第四条第一号イ(1)中「第一条第三項各号」を「第一条の二第六项各号」に改め、同号イ(2)中「第一条第六項各号」を「第一条の二第六项各号」に改め、同号イ(3)中「第一条第九項各号」を「第一条の二第九項各号」に改める。

第五条第六号中「すべて」を「全て」に改める。

第六条中「限る」別表第四を「限る」別表第四に改める。

附則第四条第三項中「第三条第一号(4)」を「第三条第一号ワ」に改める。

附則第五条第三項中「新指定規則」を削る。

第一条 社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第三号まで」の下に「若しくは第四十条第二項第二号」を加え、「法第四十条第二項第一号」を「同項第一号」に改める。

第二条第一項中「又は第三号」を「若しくは第三号又は第四十条第二項第一号」に改める。

第五条第九号の次に次の一号を加える。

九の二 別表第四の医療的ケアの領域に区分される教育内容を教授する教員は、当該教育内容を教授する教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であつてあらかじめ厚生労働大臣に届け出されたものを修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有する者(以下「医療的ケア教員講習会修了者等」という)であつて、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

第七条の次に次の二条を加える。

第七条の二 法第四十条第二項第二号に規定する学校(別表第四の二において「第二号学校」といふ。)に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 昼間課程及び夜間課程に係る基準

イ 修業年限は、六月以上(施行規則第二十一条第三号に掲げる者にあっては、一月以上)であること。

ロ 教育の内容は、別表第四の二に定めるもの以上であること。

ハ 別表第四の二に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる学生の総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。

二 別表第四の二に定める教育の一部を他の学校等に実施させる場合には、当該他の学校等についてその分担する教育の内容に関して適切な水準が確保されていること。

ホ ハの専任教員のうち一人は、教務に関する主任者とし、専任教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であつて厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ届け出られたものを修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者(次号ハにおいて「実務者研修教員講習会修了者等」という)であつて、かつ、次に掲げる者のいずれかであること。

(1) 介護福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者
 (2) 学校教育法に基づく大学(大学院及び短期大学を含む)又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し教授する資格を有する者

(3) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は法第四十条第二項第一号に規定する高等学校等の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し三年以上の経験を有する者

(4) 法第四十条第二項第二号に規定する学校又は同号に規定する養成施設の教員として、別表第四の二に定める介護の基本Ⅰ若しくはⅡ、コミュニケーション技術、生活支援技術Ⅰ若しくはⅡ又は介護過程ⅠからⅢまでのいずれかに該当する者であつて、かつ、第五条第十四号ロに規定する講習会を修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者を置くこと。

して、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関して五年以上の経験を有する者ハ 介護過程Ⅲを教授する教員は、医療的ケア教員講習会修了者等であつて、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

第五条第十四号ロに規定する講習会を修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者を置くこと。

一学級の定員は、五十人以下であること。

チ 同時に授業を行う学級の数に応じ、必要な数の教室を有すること。

トルヌ 入学し、又はしようとする者に対し、教育の内容、教員その他の事項に関する情報が開示されおり、当該開示された情報は、虚偽又は誇大なものであつてはならないこと。

二 通信課程に係る基準

イ 前号イ、ロ、一、ヘ、ト及びヌからヲまでに該当するものであること。

ロ 別表第四の二に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、一人以上の専任教員を有すること。

ハ ロの専任教員のうち一人は、教務に関する主任者とし、実務者研修教員講習会修了者等であつて、かつ、次に掲げる者のいずれかであること。

(1) 介護福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者

(2) 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し教授する資格を有する者

(3) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は法第四十条第二項第一号に規定する高等学校等の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し三年以上の経験を有する者

(4) 法第四十条第二項第二号に規定する学校又は同号に規定する養成施設の教員として、別表第四の二に定める介護の基本Ⅰ若しくはⅡ、コミュニケーション技術、生活支援技術Ⅰ若しくはⅡ又は介護過程ⅠからⅢまでのいずれかの科目の教育に関し五年以上の経験を有する者

(5) 特例高等学校等の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し五年以上の経験を有する者

二 印刷教材は、別表第四の二の科目の欄に定める各科目について、同表の時間数の欄に定める時間数以上の学習を必要とするものであつて、その内容が次によるものであること。

(1) 正確及び公正であつて、かつ、配列、分量、区分及び図表が適切であること。

(2) 統計その他の資料が新しく、かつ、信頼できるものであること。

(3) 自学自習についての便宜が適切に図られていること。

本 印刷教材による授業における指導は、通信指導及び添削指導とし、その方法が次によるものであること。

(1) 通信指導は、「計画的に行うこと」。

(2) 添削指導は、別表第四の二の科目の欄に定める各科目（面接授業により行う科目を除く。）について一回以上行うこととし、添削に当たつては、採点、講評及び学習上の注意等を記入すること。

ハ 面接授業においては、通信指導及び添削指導において修得することが求められている知識及び技能の修得がなされていることにつき確認すること。

ト 面接授業における一学級の定員は、五十人以下であること。

チ 面接授業の実施期間において、同時に授業を行う学級の数に応じ、必要な数の教室を有すること。

第八条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 医療的ケアを教授する教員は、医療的ケア教員講習会修了者等であつて、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

第九条第一項第十号ロの次に次のように加える。

八 法第四十条第二項第二号に規定する学校 面接授業を他の学校等に実施させる場合には、当該他の学校等の名称、所在地及び設置者又は経営者の氏名（法人にあつては、名称）並びに当該他の学校等において実施する面接授業の科目

第九条第三項中「第一項の」を「法第七条第二号若しくは第三十九条第一号から第三号までに規定する学校又は第四十条第二項第一号に規定する高等学校等に係る第一項の」に改める。

第十一条第二項中「介護実習施設等に関する事項」の下に「同号ハに掲げる他の学校等に関する事項」を加える。

第十三条第三号中「異動」の下に「実習指導者の異動については、法第七条第二号若しくは第三号若しくは第三十九条第一号から第三号までに規定する学校又は第四十条第二項第一号に規定する高等学校等に限る。」を加える。

第十三条中「並びに第五条第六号及び第十四号口」を「第五条第六号、第九号の二及び第十四号口並びに第七条の二第一号本」に改める。

附則第二条第一項中「法附則第二条第一項に規定する高等学校等（以下この条において「特例高等学校等」という。）を「特例高等学校等」に改め、同項第二号の表科目欄中「生活支援技術」を「生活支援技術（医療的ケアを含む。）」に改め、同表単位数欄中「六」を「七」に、「三四」を「三五」に、「三三」を「三四」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 一 各科目の単位数は、一単位時間を五十分とし、三十五単位時間の授業を一単位として計算することを標準とする。ただし、通信制の課程における介護実習以外の科目の単位数については、添削指導三回及び面接指導二単位時間（一単位時間を五十分とする。）を

一単位として計算することを標準とする。

二 医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とし、演習は面接指導とするものとする。

三 前号の演習を修了した者に対しては、可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行うよう努めるものとする。

附則第二条の次に次の一条を加える。
(介護福祉士の養成に係る高等学校等における医療的ケアを教授する教員の経過措置)
第二条の一 医療的ケア教員講習会修了者等であつて、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後、学校教育法に基づく高等学校等において学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）別表第三の看護若しくは福祉の教科に属する科目を教授する教員として五年以上の経験を有する者は、法第三十九条第一号から第三号までに規定する学校若しくは養成施設の専任教員として五年以上の経験を有する者については、第八条第六号の規定にかかわらず、当分の間、法第四十条第二項第一号に規定する高等学校等において医療的ケアを教授する教員となることができる。

別表第二中「第三条一第七条関係」を「（第三条一第七条の二関係）」に改める。

別表第四中こころとからだのしくみの項の次に

医療的ケア	医療的ケア
五〇	五〇

を加え、合計の項中「一、八〇〇」を「一、八五〇」に「一、一七〇」を「一、一〇〇」に「一、一五五」を「一、一〇五」に改め、同表備考を次のように改める。
備考 一 第一号学校における人間と社会に関する選択科目の時間数については、人間の尊厳と自立、人間関係とコミュニケーション及び社会の理解の時間数と合計して二百四十分以上となるように定めるものとする。

二 医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とするものとする。
三 前号の演習を修了した者に対しては、可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行いうよう努めるものとする。

別表第四の二（第七条の二関係）

科	目	時間数
人間の尊厳と自立		五
社会の理解I		三〇
社会の理解II		一〇
介護の基本I		一〇
介護の基本II		一〇
コミュニケーション技術		一〇
生活支援技術I		一〇
生活支援技術II		一〇
介護過程I		一〇
介護過程II		一〇
介護過程III		一〇
発達と老化の理解I		一〇
発達と老化の理解II		一〇
認知症の理解I		一〇
認知症の理解II		一〇
障害の理解I		一〇
障害の理解II		一〇
ことろとからだのしくみI		一〇
ことろとからだのしくみII		一〇
医療的ケア		一〇
合計		四五〇

附則

1 (施行期日) この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2 (経過措置) 第二条の規定による改正後の社会福祉士介護福祉士学校指定規則（以下「新規則」という。）第八条又は附則第二条に定める基準による社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号。以下「法」という。）第四十条第二項第一号に規定する高等学校若しくは中等教育学校又は社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十一号）第四条の規定による改正後の法附則第二条第一項各号に規定する高等学校若しくは中等教育学校の指定及びこれに関する必要な手続その他の行為は、この省令の施行前ににおいても行うことができる。

3 法第四十条第二項第二号の指定を受けた学校の設置者がこの省令の施行の日以後に修業年限を変更する場合（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第二十二条第三号に掲げる者に係る場合に限る。）における新規則第十条の規定の適用については、当分の間、同条中「修業年限、養成課程」とあるのは「養成課程」とする。

○文部科学省令第五号

社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十一号）の一部の施行に伴い、社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令

社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十一年文部科学省令第二号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一号亦(5)中「附則第二条第一項」を「附則第二条第一項各号」に改める。

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第七十五号

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）の一部の施行に伴い、関係法令の規定に基づき、健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久
健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則一部改正）
第一条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の次に次の五条を加える。

（特定適用事業所の該当の届出）

第二十三条の二 初めて公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号。以下「年金機能強化法」という。）附則第四十六条第一項に規定する特定適用事業所（第二号及び次条第一項第二号において「特定適用事業所」という。）となった適用事業所の事業主（事業主が国、地方公共団体又は法人であるときは、

- 一 医療的ケアについて、講義及び演習により行うものとする。
- 二 医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とし、演習は直接授業とするものとする。
- 三 前号の演習を修了した者に対しては、可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行いうよう努めるものとする。
- 四 第二号学校における教育の内容に相当するものと認められる研修であつてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものにおいて既に履修したものと認められる科目については、その科目の履修を免除することができる。
- 五 别表第五科目欄中「生活支援技術」を「生活支援技術（医療的ケアを含む。）」に改め、同表単位数欄中「九」を「十」に、「五一」を「五三」に改め、同表備考を次のように改める。
- 六 各科目的単位数は、一単位時間五十分とし、三十五単位時間の授業を一単位として計算することを標準とする。
- 七 医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とするものとする。
- 八 前号の演習を修了した者に対しては、可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行うよう努めるものとする。

第十八条第三項に次の「一号を加える。」

七 第十五条の二第六号の区別
第十九条第四項に次の「一号を加える。」

七 第十五条の二第六号の区別

第十九条の二第一項に次の「一号を加える。」

六 第十五条の二第六号の区別

第十九条の二第一項に次の「一号を加える。」

六 第十五条の二第六号の区別

第十九条の二第一項に次の「一号を加える。」

六 第十五条の二第六号の区別

第二十一条の二の次に次の「一条を加える。」

(被保険者等の区別変更の届出)

第二十一条の三 事業主（船舶所有者を除く。以下この条において同じ。）は、被保険者に係る第十

五条の二第六号の区別の変更があつたときは、当該事実があつた日から五日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。この場合において、被保険者が同時に協会の管掌する健康保険の被保険者であることにより、健康保険法施行規則第二十八条の三の規定によつて届書を提出するときは、「これに併記して行うものとする。」

一 被保険者の氏名、生年月日及び住所
二 基礎年金番号
三 変更の年月日
四 事業所の名称及び所在地並びに事業主の氏名又は名称

2 事業主は、七十歳以上の使用される者に係る第十五条の二第六号の区別の変更があつたときは、当該事実があつた日から五日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一 七十歳以上の使用される者の氏名、生年月日及び住所
二 基礎年金番号
三 変更の年月日

四 事業所の名称及び所在地並びに事業主の氏名又は名称

第二十九条の二中「及び」を「」に、「第二十二条まで」を「第二十一条の二まで及び第二十二

条」に改める。

第四十七条の二の二第三項中「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号。以下「機能強化法」という。）」を「年金機能強化法」に改め、同条第四項中「機能強化法」を「年金機能強化法」に改める。

第八十八条の十第一項第一号ハ中「標準賃酬月額等」を「標準報酬月額等」に改める。

二の二 第十四条の四第一項の規定による申出書の受理

附 則
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。
(短時間労働者の報酬の決定に関する経過措置)

第一条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から平成二十八年十月三十日までの間ににおける第一条の規定による改正後の健康保険法施行規則第二十三条の五の規定の適用については、同条第二号中「被保険者の資格を取得した月」とあるのは「健康保険法施行規則及び厚生年金保険法

施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年厚生労働省令第七十五号）の施行の日（次号において「施行日」という。）の属する月」とあるのは「施行日の属する月」とする。

第三条 施行日から平成二十八年十月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の厚生年金保険法施行規則第九条の四の規定の適用については、同条第二号中「被保険者の資格を取得した月」（七十歳以上の使用者にあつては、第十条の四の要件に該当するに至つた月。次号において同じ。）とあるのは「健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年厚生労働省令第七十五号）」の施行の日（次号において「施行日」という。）の属する月」と、同条第三号中「被保険者の資格を取得した月」とあるのは「施行日の属する月」とする。

(厚生年金保険法施行規則第十条の四の規定による七十歳以上の使用者の要件に関する経過措置)
第四条 施行日前において、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条に規定する七十歳以上の使用者（以下「七十歳以上の使用者」という。）に該当する者であつて、施行日まで引き続き七十歳以上の使用者に該当するものについては、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号。次号において「年金機能強化法」という。）第三条の規定による改正後の厚生年金保険法第十二条（同条第五号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後引き続き施行日において使用された事業所に使用されている間は、適用しない。

第五条 当分の間、年金機能強化法附則第十七条第一項に規定する特定適用事業所以外の適用事業所に使用される七十歳以上の者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する通常の労働者（以下この条において「通常の労働者」という。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である同法第二条に規定する短時間労働者（前条の規定により引き続き七十歳以上の使用者に該当するものを除く。以下この条において「短時間労働者」という。）又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当するものについては、厚生年金保険法施行規則第十条の四の規定にかかわらず、同条に定める要件に該当しないものとする。

○厚生労働省令第七十六号

社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十一号）の一部の施行に伴い、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎恭久

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

十二号の一部を次のように改正する。

第一条のうち、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第二

十一条の改正規定中「に改め」の下に「同条第三号中「第四十条第二項第二号」を「第四十条第二項第五号」に改め」を加え、同令第二十二条第三項の改正規定中「第四十条第二項第一号」を「第四十条第二項第一号若しくは第二号又は前条第三号」に改め、「第五号まで」の下に「又は前条第三号」を加え、同令第二十三条第一項の改正規定を削り、同令第二十八条第一項第一号の改正規定中

「第三号まで」を「第三号まで若しくは第四十条第二項第一号若しくは第二号」に、「第三号まで若しくは第五号」を「第五号まで」に改め、同令附則第一条の次に一条を加える改正規定及び同令附則第二条第一号の改正規定を削り、同令様式第五及び様式第六の改正規定を次のように改める。

様式第五及び様式第六を次のように改める。

様式第五（第24条関係）（表面）

収入印紙
(消印しないこと。)

介護福祉士試験受験申込書

フリガナ 氏名	(姓)				(名)				※ 整理番号			
生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成				年	月	日	性別				<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
郵便番号					本籍地 (外国籍の場合は、その国籍)				都道府県		本籍地コード	
フリガナ 現住所	都道府県											
電話番号												
受験希望地	都道府県											
受験資格 (裏面を参考のこと。)	<input type="checkbox"/> 実務経験 + 実務者研修	勤務先名			職種			期間	年月～年月			
		研修機関名							年月～年月			
	<input type="checkbox"/> EPA介護福祉士候補者 <input type="checkbox"/> + 実務経験	勤務先名			職種				年月～年月			
		研修機関名							年月～年月			
	<input type="checkbox"/> 実務経験 + 介護職員基礎研修課程 + 喀痰吸引等研修	勤務先名			職種			修了年月				年月
		研修機関名						修了年月(見込み)				年月
	<input type="checkbox"/> 高等学校等	学校名 〔及び〕 専攻科			卒業年月(見込み)		<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成			年		月
	<input type="checkbox"/> 特例高等学校等 + 実務経験 (9月以上)	学校名 〔及び〕 専攻科			卒業年月		<input type="checkbox"/> 平成			年		月
	<input type="checkbox"/> 介護福祉士養成施設等	勤務先名 (実務経験)			職種			期間	年月～年月			
<input type="checkbox"/> 受験資格に係る証明書 に代わる受験票の提出		提出する受験票の 試験実施回		第	回	提出する受験 票の受験番号						
<input type="checkbox"/> 実技試験免除申請		介護技術講習修了年月日 (見込み)		平成	年	月	日					
<input type="checkbox"/> 介護技術講習修了証明書 に代わる受験票の提出		提出する受験票の 試験実施回		<input type="checkbox"/> 前回 <input type="checkbox"/> 前々回	提出する受験 票の受験番号							
身体に障害のある者等の受験上の配慮の希望				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無								

上記により、介護福祉士試験を受験したいので申し込みます。

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿
指定試験機関代表者

氏名

印

(裏面)

連絡先

勤務先 (屋間等の連絡先)	名 称	所 属	
		電 話 番 号	
そ の 他 (帰省先等の連絡先)	名 称 又は 氏 名	受 験 者 と の 関 係	
		電 話 番 号	

受験資格及び添付書類一覧

区分	受 験 資 格	添 付 書 類
実務経験 + 実務者研修	3年以上の実務経験者で実務者研修を修了したもの (法第40条第2項第5号又は施行規則第21条第3号)	・実務経験証明書又は実務経験見込証明書 ・実務者研修の修了証明書又は修了見込証明書
EPA介護福祉士候補者 + 実務経験	EPA介護福祉士候補者であって3年以上の実務経験者 (施行規則第21条第2号)	・実務経験証明書又は実務経験見込証明書
実務経験 + 介護職員基礎研修課 + 喀痰吸引等研修	3年以上の実務経験者のうち、介護職員基礎研修課程を修了した者であって、喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類の交付を受けたもの (施行規則附則第1条の2)	・実務経験証明書又は実務経験見込証明書 ・介護職員基礎研修課程を修了したことを証する書類 ・喀痰吸引等研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類
高等学校等 (専攻科含む)	高等学校若しくは中等教育学校の卒業者若しくは学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者又は高等学校若しくは中等教育学校の専攻科の卒業者 (法第40条第2項第4号、施行規則第21条第1号、平成19年改正法附則第5号又は平成20年改正規則附則第3条)	・卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者であることを証明する書面 ・教科目(科目)及び単位数の履修証明書又は教科目(科目)及び単位数の履修見込証明書
特例高等学校等 (専攻科含む) + 実務経験(9月以上)	法附則第2条第1項に規定する高等学校又は中等教育学校の卒業者で9月以上の実務経験を有するもの (法附則第2条第1項各号)	・卒業証明書 ・教科目(科目)及び単位数の履修証明書 ・実務経験証明書又は実務経験見込証明書
介護福祉士養成施設等	・介護福祉士養成施設等(修業年限2年以上)を卒業した者 ・社会福祉士に関する科目を修めて大学を卒業した者等で介護福祉士養成施設等(修業年限1年以上)を卒業した者 ・保育士養成施設等又は社会福祉士養成施設等を卒業した後、介護福祉士養成施設等(修業年限1年以上)を卒業した者	・卒業証明書若しくは卒業見込証明書 ・教科目(科目)及び単位数の履修証明書又は教科目(科目)及び単位数の履修見込証明書

備考

- 1 該当する□は、□と記入すること。
- 2 整理番号欄には、記入しないこと。
- 3 指定試験機関に申し込む場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、収入印紙ははらないこと。
- 4 この受験申込書は機械で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申込書の各欄に記入するときには、必ずH Bの鉛筆を使用すること。
また、文字等の訂正をする場合には、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないように完全に消すこと。
- 5 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 6 学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者は、卒業年月に代えて、同項の規定による大学への入学年月を記載すること。
- 7 第10回以降の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者(実務経験見込証明書、卒業見込証明書又は履修見込証明書の提出により当該受験票の交付を受けた者であつて、実務経験証明書、卒業証明書又は履修証明書を提出していないものを除く。)については、当該受験票の提出をもつて実務経験証明書、卒業証明書又は履修証明書の提出に代えることができる
- 8 実務経験証明書にあつては、勤務先の長が、卒業証明書及び履修証明書にあつては、学校等の長が発行したものであること。
- 9 実務経験見込証明書の提出をもつて申し込む者は、実務経験後、遅滞なく、実務経験証明書を提出すること。
- 10 実務者研修の修了見込証明書の提出をもつて申し込む者は、当該実務者研修修了後、遅滞なく、実務者研修の修了証明書を提出すること。
- 11 咳痰吸引等研修を修了する見込みであることを証する書類の提出をもつて申し込む者は、当該咳痰吸引等研修修了後、遅滞なく、咳痰吸引等研修を修了したことを証する書類を提出すること。
- 12 卒業見込証明書又は履修見込証明書の提出をもつて申し込む者は、卒業後、遅滞なく、卒業証明書又は履修証明書を提出すること。
- 13 実技試験免除申請を行う者は、介護技術講習の実施者が発行する介護技術講習修了証明書を添付すること。
- 14 介護技術講習修了見込みで実技試験免除申請を行う者は、介護技術講習の実施者が発行する介護技術講習受講決定通知書を添付すること。また、介護技術講習修了後、遅滞なく、介護技術講習修了証明書を提出すること。
- 15 前回又は前々回の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者であつて、介護技術講習修了証明書を提出したものについては、当該受験票の提出をもつて介護技術講習修了証明書の提出に代えることができる。
- 16 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第六（第26条関係）

介護福祉士登録申請書										
フリガナ 氏名	(姓)				(名)				性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成		年	月	日	本籍地 <small>(外国籍の場合は、その国籍)</small>		都道府県	本籍地コード	
フリガナ 現住所	都道府県									
郵便番号			電話番号							
試験に合格した年月	平成		年	月	試験合格証書番号					
<p>(実地研修を修了した喀痰吸引等行為)</p> <p><input type="checkbox"/>口腔内の喀痰吸引 <input type="checkbox"/>鼻腔内の喀痰吸引 <input type="checkbox"/>気管カニューレ内部の喀痰吸引 <input type="checkbox"/>胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 <input type="checkbox"/>経鼻経管栄養</p> <p>(受験資格)</p> <p><input type="checkbox"/>実務経験+実務者研修 <input type="checkbox"/>高等学校等 <input type="checkbox"/>特例高等学校等+実務経験（9月以上） <input type="checkbox"/>介護福祉士養成施設等</p> <p>(欠格事由)</p> <p><input type="checkbox"/>成年被後見人又は被保佐人 <input type="checkbox"/>禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 <input type="checkbox"/>社会福祉士及び介護福祉士法（以下「法」という。）の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて社会福祉士及び介護福祉士法施行令第1条に規定するものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 <input type="checkbox"/>法第42条第2項において準用する法第32条第1項第2号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者</p>										
<p>私は、介護福祉士の登録を受けたいので、上記の事項について、虚偽の記載をせず、かつ、事実を隠ぺいしていないことを誓い、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第26条において準用する第10条の規定により申請します。</p>										
<p>平成 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿 指定試験機関代表者</p> <p style="text-align: right;">氏名 ㊞</p>										
<p>収入印紙 (消印しないこと。)</p> <p>又は領収証書をはること。</p>										

- 備考 1 該当する□は、□と記入すること。
 2 この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙又は領収証書をはること。
 3 指定試験機関に申請する場合には、所定の手続により受験手数料を納付すること。
 4 この登録申請書は機械で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申込書の各欄に記入するときには、必ずH.Bの鉛筆を使用すること。
 また、文字等の訂正をする場合には、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないように完全に消すこと。
 5 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第三（第12条、第26条関係）

様式第三、様式第五及び様式第六を次のように改める。

登録事項変更届出書																																																
収入印紙 (消印しないこと。)	資格 住所 登録年月日 登録番号 (フリガナ) 氏名	社会福祉士 介護福祉士	年月日生																																													
<p>社会福祉士及び介護福祉士法 第28条 第42条第1項 の登録事項に下記のとおり変更がありましたので届け出ます。</p> <p>1 氏名、本籍地、その他の事項（社会福祉士・介護福祉士共通）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">登録事項</th> <th style="width: 20%;">変更前</th> <th style="width: 20%;">変更後</th> <th style="width: 20%;">変更の年月日</th> <th style="width: 20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(フリガナ) 氏名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本籍地 (都道府県名)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為のうち実地研修を修了したもの（介護福祉士のみ）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">実地研修を修了した行為</th> <th style="width: 25%;">変更前</th> <th style="width: 25%;">変更後</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>口腔内の喀痰吸引</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>鼻腔内の喀痰吸引</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>気管カニューレ内部の喀痰吸引</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>胃ろう又は腸ろうによる経管栄養</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>経鼻経管栄養</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>平成 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿 指定試験機関代表者</p> <p style="text-align: right;">氏 名印</p>					登録事項	変更前	変更後	変更の年月日	備考	(フリガナ) 氏名					本籍地 (都道府県名)										実地研修を修了した行為	変更前	変更後	備考	口腔内の喀痰吸引	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		鼻腔内の喀痰吸引	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		気管カニューレ内部の喀痰吸引	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		経鼻経管栄養	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
登録事項	変更前	変更後	変更の年月日	備考																																												
(フリガナ) 氏名																																																
本籍地 (都道府県名)																																																
実地研修を修了した行為	変更前	変更後	備考																																													
口腔内の喀痰吸引	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																														
鼻腔内の喀痰吸引	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																														
気管カニューレ内部の喀痰吸引	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																														
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																														
経鼻経管栄養	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																														

- 備考1 指定試験機関が行う登録証の訂正を受けようとする場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙をはらないうこと。
- 2 該当する□は、☑と記入すること。
- 3 1において、氏名、本籍地都道府県名以外の事項を変更する場合は、登録事項欄に当該変更する登録事項を記入すること。
- 4 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第五（第24条関係）（表面）

取 入 印 紙 (消印しないこと。)		介護福祉士試験受験申込書											
フリガナ 氏名		(姓)		(名)				※ 整理番号					
生年月日		<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成		年		月		日		性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			
郵便番号				本籍地 (外国籍の場合は、その国籍)				都道府県		本籍地コード			
フリガナ 現住所		都道府県											
電話番号													
受験希望地		都道府県											
受験資格 (裏面を参照のこと。)	<input type="checkbox"/> 実務経験 + <input type="checkbox"/> 実務者研修		勤務先名				職種				期間	年月～年月	
	<input type="checkbox"/> EPA介護福祉士候補者 + 実務経験		研修機関名									年月～年月	
	<input type="checkbox"/> 実務経験 + <input type="checkbox"/> 介護職員基礎研修課程 + 喀痰吸引等研修		勤務先名				職種				期間	年月～年月	
	<input type="checkbox"/>		研修機関名									年月～年月	
	<input type="checkbox"/> 高等学校等		学校名 [及び] 専攻科				卒業年月(見込み)		<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成		年	月	
	<input type="checkbox"/> 特例高等学校等 + <input type="checkbox"/> 実務経験 (9月以上)		学校名 [及び] 専攻科				卒業年月		平成				年
	<input type="checkbox"/> 受験資格に係る証明書 に代わる受験票の提出		提出する受験票の 試験実施回		第		回		提出する受験 票の受験番号				
	<input type="checkbox"/> 実技試験免除申請		介護技術講習修了年月日 (見込み)		平成		年		月		日		
	<input type="checkbox"/> 介護技術講習修了証明書 に代わる受験票の提出		提出する受験票の 試験実施回		<input type="checkbox"/> 前回 <input type="checkbox"/> 前々回		提出する受験 票の受験番号						
身体に障害のある者等の受験上の配慮の希望				<input type="checkbox"/> 有						<input type="checkbox"/> 無			

上記により、介護福祉士試験を受験したいので申し込みます。

平成 年月日
厚生労働大臣 殿
・指定試験機関代表者

氏名

印

(裏面)

連絡先

勤務先 (昼間等の連絡先)	名 称		所 属	
			電 話 番 号	
そ の 他 (帰省先等の連絡先)	名 称 又は 氏 名		受験者との関係	
			電 話 番 号	

受験資格及び添付書類一覧

区 分	受 験 資 格	添 付 書 類
実務経験 + 実務者研修	3年以上の実務経験者で実務者研修を修了したもの (法第40条第2項第2号又は施行規則第21条第3号)	・実務経験証明書又は実務経験見込証明書 ・実務者研修の修了証明書又は修了見込証明書
EPA介護福祉士候補者 + 実務経験	EPA介護福祉士候補者であって3年以上の実務経験者 (施行規則第21条第2号)	・実務経験証明書又は実務経験見込証明書
実務経験 + 介護職員基礎研修課程 + 喀痰吸引等研修	3年以上の実務経験者のうち、介護職員基礎研修課程を修了した者であつて、喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類の交付を受けたもの (施行規則附則第1条の2)	・実務経験証明書又は実務経験見込証明書 ・介護職員基礎研修課程を修了したことを証する書類 ・喀痰吸引等研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類
高等学校等 (専攻科含む)	高等学校若しくは中等教育学校の卒業者若しくは学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者又は高等学校若しくは中等教育学校の専攻科の卒業者 (法第40条第2項第1号、施行規則第21条第1号、平成19年改正法附則第5条又は平成20年改正規則附則第3条)	・卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者であることを証明する書面 ・教科目(科目)及び単位数の履修証明書又は教科目(科目)及び単位数の履修見込証明書
特例高等学校等 (専攻科含む) + 実務経験(9月以上)	法附則第2条第1項各号に規定する高等学校又は中等教育学校の卒業者で9月以上の実務経験を有するもの (法附則第2条第1項各号)	・卒業証明書 ・教科目(科目)及び単位数の履修証明書 ・実務経験証明書又は実務経験見込証明書

備考

- 1 該当する□は、□と記入すること。
- 2 整理番号欄には、記入しないこと。
- 3 指定試験機関に申し込む場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、収入印紙ははらないこと。
- 4 この受験申込書は機械で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申込書の各欄に記入するときには、必ずH Bの鉛筆を使用すること。
また、文字等の訂正をする場合には、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないように完全に消すこと。
- 5 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 6 学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者は、卒業年月に代えて、同項の規定による大学への入学年月を記載すること。
- 7 第10回以降の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者(実務経験見込証明書、卒業見込証明書又は履修見込証明書の提出により当該受験票の交付を受けた者であつて、実務経験証明書、卒業証明書又は履修証明書を提出していないものを除く。)については、当該受験票の提出をもつて実務経験証明書、卒業証明書又は履修証明書の提出に代えることができる。
- 8 実務経験証明書にあつては、勤務先の長が、卒業証明書及び履修証明書にあつては、学校等の長が発行したものであること。
- 9 実務経験見込証明書の提出をもつて申し込む者は、実務経験後、遅滞なく、実務経験証明書を提出すること。
- 10 実務者研修の修了見込証明書の提出をもつて申し込む者は、当該実務者研修修了後、遅滞なく、実務者研修の修了証明書を提出すること。
- 11 咳痰吸引等研修を修了する見込みであることを証する書類の提出をもつて申し込む者は、当該喀痰吸引等研修修了後、遅滞なく、喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類を提出すること。
- 12 卒業見込証明書又は履修見込証明書の提出をもつて申し込む者は、卒業後、遅滞なく、卒業証明書又は履修証明書を提出すること。
- 13 実技試験免除申請を行う者は、介護技術講習の実施者が発行する介護技術講習修了証明書を添付すること。
- 14 介護技術講習修了見込みで実技試験免除申請を行う者は、介護技術講習の実施者が発行する介護技術講習受講決定通知書を添付すること。また、介護技術講習修了後、遅滞なく、介護技術講習修了証明書を提出すること。
- 15 前回又は前々回の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者であつて、介護技術講習修了証明書を提出したものについては、当該受験票の提出をもつて介護技術講習修了証明書の提出に代えることができる。
- 16 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第六（第26条関係）

介護福祉士登録申請書											
氏名	(姓)			(名)			性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			
生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正		年	月	日	本籍地 (外国籍の場合は、その国籍)	都道府県	本籍地コード			
現住所	都道府県										
資格第39条各号のうち該当するもの 社会福祉士及び介護福祉士法	<input type="checkbox"/> 第1号 (介護福祉士養成施設等(修業年限2年以上)を卒業した者)					卒業した介護福祉士養成施設等	養成施設等の名称				
	<input type="checkbox"/> 第2号 (社会福祉士に関する科目を修めて大学を卒業した者等で介護福祉士養成施設等(修業年限1年以上)を卒業した者)						卒業した年月	平成	年	月	
	<input type="checkbox"/> 第3号 (保育士養成施設等又は社会福祉士養成施設等を卒業した後、介護福祉士養成施設等(修業年限1年以上)を卒業した者)					養成施設等コード					
	<input type="checkbox"/> 第4号 (介護福祉士試験に合格した者)					試験に合格した年月	平成	年	月		
						試験合格証書番号					
その他	<p>(実地研修を修了した喀痰吸引等行為)</p> <p><input type="checkbox"/> 口腔内の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 鼻腔内の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 気管カニューレ内部の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 <input type="checkbox"/> 経鼻経管栄養</p> <p>(欠格事由)</p> <p><input type="checkbox"/> 成年被後見人又は被保佐人 <input type="checkbox"/> 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 <input type="checkbox"/> 社会福祉士及び介護福祉士法(以下「法」という。)の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて社会福祉士及び介護福祉士法施行令第1条に規定するものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 <input type="checkbox"/> 法第42条第2項において準用する法第32条第1項第2号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者</p>										
<p>私は、介護福祉士の登録を受けたいので、上記の事項について、虚偽の記載をせず、かつ、事実を隠ぺいしていないことを誓い、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第26条において準用する第10条の規定により申請します。</p>											
<p>平成 年 月 日 厚生労働大臣 殿 指定試験機関代表者</p>											
<p>氏名 @ 収入印紙 (消印しないこと。)</p>											
<p>又は領収証書をはること。</p>											

- 備考 1 該当する□は、団と記入すること。
 2 この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙又は領収証書をはること。
 3 指定試験機関に申請する場合には、所定の手続により受験手数料を納付すること。
 4 この登録申請書は機械で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申込書の各欄に記入するときには、必ずH.Bの鉛筆を使用すること。
 また、文字等の訂正をする場合には、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないように完全に消すこと。
 5 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部改正)

第三条 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和六十二年厚生省令第五十号)の一部を次のようにより改正する。

第三条第一号イ(1)中「第一条第二項各号」を「第一条の二第二項各号」に改め、同号イ(2)中「第一条第五項各号」を「第一条の二第五項」に改め、同号イ(3)中「第一条第八項各号」を「第一条の二第八項」に改め、同号ト(1)中「これら」を「これ」に改める。

第四条第一号イ(1)中「第一条第三項各号」を「第一条の二第三項各号」に改め、同号イ(2)中「第一条第六項各号」を「第一条の二第六項各号」に改め、同号イ(3)中「第一条第九項各号」を「第一条の二第九項各号」に改める。

第五条第六号中「すべて」を「全て」に改める。

第六条中「限る。別表第四」を「限る。」(別表第四)に改め、同条第一号中「あつては」を「あつては」に改める。

第七条第一項中「又は第三号」を「若しくは第三号又は第四十条第二項第一号」に改める。

第五条第九号の次に次の一号を加える。

九の二 別表第四の医療的ケアの領域に区分される教育内容を教授する教員は、当該教育内容を

教授する教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であつてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有する

と認められる者(以下「医療的ケア教員講習会修了者等」という)であつて、かつ、医師、保健

健師、助産師又は看護師の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

第七条の二 法第四十条第二項第二号に規定する養成施設(別表第五において「第二号養成施設」という)に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準

一 居間課程及び夜間課程に係る基準

イ 修業年限は、六月以上(施行規則第二十一条第三号に掲げる者にあつては、一月以上)であること。

ロ 教育の内容は、別表第五に定めるもの以上であること。

ハ 別表第五に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる生徒の総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。

二 別表第五に定める教育の一部を他の養成施設等に実施させる場合には、当該他の養成施設等についてその分担する教育の内容に関して適切な水準が確保されていること。

ホ ハの専任教員のうち一人は、教務に関する主任者とし、専任教員として必要な知識及び技

能を得させるため行う講習会であつて厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ届け出られたものを修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有する

と認められる者(次号ハにおいて「実務者研修教員講習会修了者等」という)であつて、かつ、次に掲げる者のいずれかであること。

(1) 介護福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者

(2) 学校教育法に基づく大学(大学院及び短期大学を含む)又は高等専門学校において、教

授、准教授、助教又は講師として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し教

授する資格を有する者

(3) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は法第四十条第二項第一号に規定する高等学

校若しくは中等教育学校の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関

し三年以上の経験を有する者

(4) 法第四十条第二項第二号に規定する学校又は同号に規定する養成施設の教員として、別

表第五に定める介護の基本Ⅰ若しくはⅡ、コミュニケーション技術、生活支援技術Ⅰ若し

くはⅡ又は介護過程ⅠからⅢまでのいずれかの科目の教育に関するものである」と。

(3) 学校教育法に基づく専修学校的教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関する者

(3) 学校教育法に基づく中等教育学校的教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関する者

(3) 学校教育法に基づく高等学校的教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関する者

(4) 法第四十条第二項第二号に規定する学校又は同号に規定する養成施設の教員として、別表第五に定める介護の基本Ⅰ若しくはⅡ、コミュニケーション技術、生活支援技術Ⅰ若し

くはⅡ又は介護過程ⅠからⅢまでのいずれかの科目の教育に関するものである」と。

(5) 法附則第二条第一項に規定する高等学校又は中等教育学校(次号ハ(5)において「特別高

等学校等」という)の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し五

年以上の経験を有する者

ハ 介護過程Ⅲを教授する教員は、ホの(1)から(5)までのいずれかに該当する者であつて、かつ、第五条第十四号ロに規定する講習会を修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者を置くこと。

チ 介護過程Ⅲを教授する教員は、医療的ケア教員講習会修了者等であつて、かつ、医師、保

健師、助産師又は看護師の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

イ 同時に授業を行う学級の数に応じ、必要な数の教室を有すること。

ロ 医療的ケアを教授する教員は、医療的ケア教員講習会修了者等であつて、かつ、医師、保

健師、助産師又は看護師の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

ヲ 教育上必要な機械器具、模型、図書その他の設備を有すること。

トリスル 管理及び維持経営の方法が確実であること。

ハ ラー入所し、又はしようとする者に対し、教育の内容、教員その他の事項に関する情報が開示されており、当該開示された情報は、虚偽又は誇大なものであつてはならないこと。

チ 一学級の定員は、五十人以下であること。

リ 同時に授業を行う学級の数に応じ、必要な数の教室を有すること。

ヌルス ト 医療的ケアを教授する教員は、医療的ケア教員講習会修了者等であつて、かつ、医師、保

健師、助産師又は看護師の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

イ リークスル ト 教育上必要な機械器具、模型、図書その他の設備を有すること。

ハ ロークスル ト 管理及び維持経営の方法が確実であること。

イ ハークスル ト 入所し、又はしようとする者に対し、教育の内容、教員その他の事項に関する情報が開示されており、当該開示された情報は、虚偽又は誇大なものであつてはならないこと。

イ リークスル ト 通信課程に係る基準

ハ リークスル ト 入所し、又はしようとする者に対し、教育の内容、教員その他の事項に関する情報が開示されており、当該開示された情報は、虚偽又は誇大なものであつてはならないこと。

イ ハークスル ト 通信課程に係る基準

ハ リークスル ト 入所し、又はしようとする者に対し、教育の内容、教員その他の事項に関する情報が開示されており、当該開示された情報は、虚偽又は誇大なものであつてはならないこと。

本印刷教材による授業における指導は、通信指導及び添削指導とし、その方法が次によるものである。

(2) (1)
通信指導は、計画的に行うこと。
添削指導は、別表第五の科目の欄

(2) 添削指導は、別表第五の科目の欄に定める各科目（面接授業により行う科目を除く）について一回以上行うこととし、添削に当たつては、採点、講評及び学習上の注意等を記入すること。

及び技能の修得がなされていることにつき確認をすること。
（四）受付窓口へお問い合わせを頂ければ、五十人以上でうつ病の

面接授業の実施期間において、同時に授業を行う学級の数に応じ、必要な数の教室を有するといふこと。

第八条第一項第十号の次に次のように加える。
ハ 法第四十条第二項第二号に規定する養成院

八 法第四十条第二項第一号に規定する養成施設 合ては、当該他の養成施設等の名称、所在地及び設置者又は経営者の面接授業を他の養成

合併 並びに当該他の養成施設等において実施する面接授業の科目
名称

号までに規定する養成施設に係る第一項の」に改める。

第九条第二項中「介護実習施設等に関する事項」のする事項】を加える。

第十条第三号中「異動」の下に「(実習指導者の異動)

又は第三十九条第一号から第三号までに規定する権成
第十三条中「並びに第五条第六号及び第十四号」

号口並びに第七条の「第一号亦」に改める。

別表第二中〔第三条—第七条関係〕を〔第三条—第
四条〕に「二〇二〇年」の「くみの頂の次に」
〔五〕

第三回 金玉良緣 話中話

五〇 五〇 を加え 合詣の項中 八

備考 一 第一號養成施設における人間と社会に関する「五五」を「〇五」に

厳と自立、人間関係とコミュニケーション

時間以上となるようは定めるものとする。

三 前号の演習を終了した者に対し、はづきを努力するものとする。

別表第五 (第七条の二関係)

科 目	時 間 数
人間の尊厳と自立	五
社会の理解 I	一〇
社会の理解 II	一

二 医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とし、演習は面接授業とするものとする。

三 前号の演習を修了した者に対するは、可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行いうよう努めるものとする。

四 第二号養成施設における教育の内容に相当するものと認められる研修であつてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものにおいて既に履修したものと認められる科目については、その科目的履修を免除することができる。

(社会福祉士及び介護福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令の一部改正)
第五条 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令(昭和六十二年厚生省令第五十一号)の一部を次のように改正する。

部改正（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び精神保健福祉士法施行規則の一部を改正する省令）

第六条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び精神保健福祉士法施行規則の一部を改正する省令

(平成十五年厚生労働省令第二十一号)の一部を次のように改正する。

第六号」を「第四十条第二項第三号」に改め、「中等教育学校」の下に「であつて文部科学大臣及び

厚生労働大臣の指定したもの」を加え、同令附則第一条の二の改正規定を削る。

(健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)
第七条 健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令(平成二十八年厚生労働省令第七十五号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第二十三条の次に五条を加える改正規定(第二十三条の六第三項第二十一号に係る部分に限る。)及び第一条のうち厚生年金保険法施行規則(昭和二十九年厚生省令第三十七号)第九条の二の次に四条を加える改正規定(第九条の五第三項第二十一号に係る部分に限る。)中「第四十条第二項第一号」を「第三十九条第一号」に改める。

附 則

(施行期日)

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第一条、第三条及び第六条並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(以下この条において「新規則」という。)第二十二条第三項の規定による実技試験の免除は、三年以上介護等(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号。以下この条において「法」という。)第二条第二項に規定する「介護等」をいう。)の業務に従事した者であつて、社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十一号。以下「平成二十八年改正法」という。)第五条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(以下「改正後平成十九年改正法」という。)附則第二条第二項の規定による指定を受けた改正後平成十九年改正法第二条の二の規定による改正後この法第四十条第二項第二号に規定する学校又は養成施設(平成二十八年改正法附則第三十二条の規定により改正後平成十九年改正法附則第二条第二項の規定によりされたものとみなされた指定を受けた学校又は養成施設を含む。)において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したものについては、この省令の施行前ににおいても、新規則第二十二条第三項の規定の例により行うことができる。

この省令の施行の際現に第二条の規定による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、第二条の規定によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

法第四十条第二項第二号の指定を受けた養成施設の設置者がこの省令の施行の日以後に修業年限を変更する場合(新規則第二十二条第三号に掲げる者に係る場合に限る。)における第四条の規定による改正後の社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第九条の規定の適用については、当分の間、同条中「修業年限、養成課程」とあるのは、「養成課程」とする。

厚生労働省令第七十八号

社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十一号)の一部及び社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成二十八年政令第一百八十五号)の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎恭久

社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

(社会福祉法施行規則の一部改正)

第一条 社会福祉法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十八号)の一部を次のよう改する。

第一条第二号中「あつて」を「あつて」に改める。

(法人が事業活動を支配する法人等)

第一条の二の次に次の二条を加える。

(法人が事業活動を支配する法人等)

第十三条ただし書を削る。

第十八条中「第五条第一項」を「第十四条第一項」に改める。

第二十条中「第六条第三項」を「第十五条第三項」に改める。

第十六条第一項中「第十一项第一項」を「第二十条第一項」に改める。

第三十二条第四号及び第三十三条第二項第三号中「社会福祉事業」を「社会福祉事業等」に改める。

第三十八条を次のように改める。

第四十一条第二十一号中「規定する」の下に「書類及び」を加え、同条第二十二号及び第二十三号を削る。

第一条 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則の一部改正

次のように改正する。

目次中「第九条」を「第八条の二」に改める。

第三条の三第一項第六号中「第一条の二第一号」を「第二条の二第一号」に改め、同項第七号中「第六条第二項ただし書に規定する場合」を「第六条第二項第一号に掲げる施設」に、「同項第一号に規定する」を「同号に定める措置入所障害児関係業務従事職員数、同項第二号に掲げる事業所にあつては同号に定める」に改める。

第六条第二項中「第九条第二項」を「第九条」に改める。

第三章中第九条の前に次の一条を加える。

(措置入所障害児関係業務割合)

第八条の二 令第六条第二項第一号に規定する措置入所障害児関係業務割合は、当該事業年度の前年度の各月の初日における同号に規定する特定介護保険施設等職員が使用される施設を利用する児童の合計数（当該施設の運営が前年度の三月二日以後に開始された場合には、当該施設の運営が開始された日及びその翌月の初日における当該児童の合計数）のうち、児童福祉法（昭和二年法律第百六十四号）第二十七条第一項の規定により同項第三号の措置がとられたものの占める割合とする。

第九条中「第六条第二項ただし書」を「第六条第二項第二号」に、「同項ただし書」を「同号」に改める。

第十四条第一項第四号中「第一条の二第一号」を「第二条の二第一号」に改め、同項第五号中「第六条第二項ただし書に規定する場合」を「第六条第二項第一号に掲げる施設」に、「同項第一号に規定する」を「同号に定める措置入所障害児関係業務従事職員数、同項第二号に掲げる事業所については、同号に定める」に、「同項ただし書」を「同項各号」に改め、「使用される」の下に「施設又は退職手当共済契約の解除について準用する。

(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部改正)

第三条 次に掲げる省令の規定中「附則第二項第一項」を「附則第二項第一項各号」に改める。

一 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）附則第二項第一号

二 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）第七条の二第一号

水(5)

(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正)

第四条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表一社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の項中「第四十四条第四項の規定による同条第二項の書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面」を「第五十九条の二第一項の規定による書類」に改める。

別表第二社会福祉法の項中「第四十四条第二項」を「第四十四条第五項」に改める。

別表第三社会福祉法の項中「第四十四条第四項の規定による書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面」を「第五十九条の二第一項の規定による書類」に改める。

別表第四社会福祉法の項中「第四十四条第三項」を「第四十四条第六項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十一号。以下「社会福祉法等改正法」という。）附則第二十六条第二項又は社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第百八十五号。以下「整備令」という。）附則第二条第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届書を独立行政法人福祉医療機構（以下この条において「機構」という。）に提出して行わなければならない。

一 届出を行う共済契約者の氏名又は名称及び主たる事務所の所在地

二 届出に係る社会福祉法等改正法附則第二十六条第一項に規定する障害者支援施設等又は整備令附則第二条第一項に規定する地域活動支援センター等の名称、種類及び所在地

三 その他機構が必要と認める事項

第三条 当分の間、第二条の規定による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則（以下「新規則」という。）第二条第一項第六号、第三条の二第三号及び第三条の三第四号の規定の適用については、新規則第二条第一項第六号中「又は第三項から第五項まで」とあるのは「若しくは第三項から第五項まで、介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号。以下「介護保険法等改正法」という。）附則第二十七条第一項又は社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十一号。以下「社会福祉法等改正法」という。）附則第三十条第一項」と、新規則第三条の二第三号中「法第六条第五項」とあるのは「法第六条第五項、介護保険法等改正法附則第二十七条第一項又は社会福祉法等改正法附則第三十条第一項」と、新規則第三条の三第四号中「又は第三項から第五項まで」とあるのは「若しくは第三項から第五項まで、介護保険法等改正法附則第二十七条第一項又は社会福祉法等改正法附則第三十条第一項」とする。

第四条 当分の間、新規則第五条の規定は、社会福祉法等改正法附則第三十条第一項の規定に基づく退職手当共済契約の解除について準用する。

○ 厚生労働省令第七十九号
社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十四条第一項及び第三項の規定に基づき、社会福
書児関係業務従事職員数又は当該特定職員数に改める。

厚生労働大臣 塩崎 恭久
平成二十八年三月三十一日

社会福祉法人会計基準

目次

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 会計帳簿（第三条・第六条）

告示

示

附則

この告示は、平成二十八年四月一日から適用する。

○文部科学省告示第一号
社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十一号)の一部の施行に伴い、社会福祉士学校指定規則第八条第四号及び第五号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準(平成二十一年厚生労働省告示第一号)の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

文部科学大臣 駆 浩
厚生労働大臣 塩崎 恭久

第一項第一号中「附則第二条第一項」を「附則第二条第一項各号」に改める。

○厚生労働省告示第二百八十三号
社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十一号)の一部の施行に伴い、社会福祉等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示を次のよう

に定め、公布の日から適用する。ただし、第二の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日 厚生労働大臣 塩崎 恭久

第一次に掲げる告示の規定中、「第三条」を「第二条の二」に、「第四十条第二項第五号」を「第四十

一条第二項第二号」に改める。

一 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年厚生労働省告

示第五百三十八号)第一条第一号

二 厚生労働大臣が定める基準(平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号)第一号イの(6)

三 厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者(平成二十四年厚生労働省告示第一百十八号)第一号

四 厚生労働大臣が定める基準(平成二十七年厚生労働省告示第九十五号)第三号イの(5)

第一次に掲げる告示の規定中、「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成十九年

法律第二百二十五号)附則第二条第二項の規定により行うことができる」ととされた同法第二条の二

の規定による改正後の」を削り、「六月」を「一月」に改める。

一 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの第二条第一号

二 厚生労働大臣が定める基準(平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号)第一号イの(6)

三 厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者第一号

四 厚生労働大臣が定める基準(平成二十七年厚生労働省告示第九十五号)第三号イの(5)

○厚生労働省告示第二百八十四号
介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十二号)附則第十三条第三項の規定に基づき、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する「指定研修」というのは、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附

則第二項において「法」という)附則第四条第一項に規定する喫煙吸引等研修(社会福祉士及び介護

福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)別表第三号の基本研修及び同表第二号の実地研修を除く。附則第二項及び第三項において同じ)又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和六十二年厚生省令第五十号)別表第四若しくは別表第五若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成二十年文部科学省令第二号)附則第二条第一項第一号の表、別表第四、別表第四の二若しくは別表第五の医療的ケアとする。

厚生労働大臣 塩崎 恭久

2 二項第一号の告示の施行前に改正法附則第二百八十七号の施行に伴い、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準及び食事の提供に要する費用及び光热水費に係る利用料等に関する指針の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用する。

○厚生労働省告示第二百八十五号
児童福祉法施行令の一部を改正する政令(平成二十八年政令第百八十七号)の施行に伴い、児童福

祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準及び食事の提

供に要する費用及び光热水費に係る利用料等に関する指針の一部を改正する告示を次のように定め、

平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日 厚生労働大臣 塩崎 恭久

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準

及び食事の提供に要する費用及び光热水費に係る利用料等に関する指針の一部を改正する告示

(児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第一項 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基

準(平成二十四年厚生労働省告示第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

別表の第1の4の注1中「又は第3号口」を「第3号口又は第4号」に改め、同4の注2中「第

24条第4号」を「第24条第5号」に改める。

(食事の提供に要する費用及び光热水費に係る利用料等に関する指針の一部改正)

第一項 食事の提供に要する費用及び光热水費に係る利用料等に関する指針(平成二十四年厚生労働

省告示第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二号イ中「又は第四号」を「第四号又は第五号」に改める。

○厚生労働省告示第二百八十六号
健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第二十三条の六第三項第三十三号、厚生年

金保険法施行規則(昭和二十九年厚生省令第三十七号)第九条の五第三項第三十三号及び国民年金法

施行規則(昭和三十五年厚生省令第十一号)第七十七条の六第三十二号の規定に基づき、健康保険法

施行規則第二十三条の六第三項第三十三号、厚生年金保険法施行規則第九条の五第三項第三十三号及

び国民年金法施行規則第七十七条の六第三十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める課程を次のように定め、平成二十八年十月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日 厚生労働大臣 塩崎 恭久

健康保険法施行規則(昭和三十五年厚生省令第三十七号)第九条の五第三項第三十三号、厚生年

金保険法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号)第七十七条の六第三十二号の規定に基づき厚生労働大臣

が定める課程は、独立行政法人海技教育機構法(平成十一年法律第二百四号)による独立行政法人

海技教育機構海技士教育科海技課程の本科、専修科及び乗船実習科並びに海技士教育科海技専攻課程

の海上技術コース(航海)、海上技術コース(機関)、海上技術コース(航海専修)及び海上技術コース(機関専修)